

愛媛大学

目 次

I	認証評価結果	2-(29)-3
II	基準ごとの評価	2-(29)-4
	基準1 大学の目的	2-(29)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(29)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(29)-10
	基準4 学生の受入	2-(29)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(29)-19
	基準6 教育の成果	2-(29)-33
	基準7 学生支援等	2-(29)-36
	基準8 施設・設備	2-(29)-42
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(29)-45
	基準10 財務	2-(29)-50
	基準11 管理運営	2-(29)-52
<参 考>		2-(29)-57
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-59
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-60
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(29)-62
iv	自己評価書等	2-(29)-68
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(29)-69

I 認証評価結果

愛媛大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員選考に関する規程において、教育研究水準の持続的な向上を図るため、中長期的に同一組織内で特定の大学出身者に偏らないことなどを定めている。
- スーパーサイエンス特別コースを設置し、求める人材の確保に努めている。
- 中国・四国地区の国公立大学が連携して実施する取組「大学間連携によるフィールド教育体系の構築」（申請大学：広島大学）が平成 16 年度文部科学省現代G Pに採択され、農学部学生は各大学の施設を利用して複数大学の教員により行われるフィールド演習を履修することができる。
- 環境教育指導者養成講座「瀬戸内の山～里～海～人がつながる環境教育」が平成 18 年度文部科学省現代G Pに採択され、大学がN P Oなど地域と交流しながら進行する相互学びあい型カリキュラムにより、理論と実践（フィールド調査や受講生企画による公開講座の開催など）を組み合わせている。
- 学校現場において学習や行動に困難を示す児童生徒への対応のために、現職教員を主たる対象とし、軽度発達障害支援の専門家養成を目的とする 1 年制の修士課程である特別支援教育コーディネーター専修を開設した。「1 年制大学院が地域の特別支援教育を変える」は平成 18 年度文部科学省教員養成G Pに採択されている。
- スタディ・ヘルプ・デスクを設置し、大学院学生を 2 人程度常駐させており、利用者はアドバイスを身近で受けられる。
- 学生による学生のためのボランティア活動を通して「教えあい、学びあい、助けあう力」を高めることを目的として、スチューデント・キャンパス・ボランティア（S C V）を支援し、活動拠点「ピア@カフェ」を設置している。その活動は、学生ボランティアに約 100 人が登録してノートテイクとして支援を行う障害学生ボランティアなど多岐にわたり、平成 16 年度文部科学省特色G Pに採択されている。
- 教員、教育支援者（事務職員や技術職員）、T Aなどの教育補助者が一体となって能力開発に取り組む教育の質の向上を目指す能力開発プログラム「F D／S D／T A D三位一体型能力開発」を全学的に実施している。この取組は平成 18 年度文部科学省特色G Pに採択されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち 5 専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 20 年 1 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 経営政策室、経営情報分析室、自己点検評価室等を設置して、運営機能の強化を図っているが、役割分担の明確化などにより一層の推進が期待される。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学は、新制国立大学として昭和 24 年 5 月に発足し、昭和 29 年 4 月に学則、昭和 42 年 6 月に大学院学則を制定した。

平成 16 年度には、6 年間に愛媛大学が達成すべき業務運営に関する中期目標及び中期計画を策定し、学生に論理的思考力、自己表現力を高める教育を実施し、自ら考え実践する能力と次代を担う誇りを持つ人材を育てることを基本的な目標とした。

平成 17 年 3 月には国立大学法人化を契機に、これから向かうべき方向を示す指針として「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」を制定し、「学生中心の大学作り」「地域にあって輝く大学」を目指すことを明確にしている。

さらに、平成 18 年度には大学院設置基準の改正に伴い、学校教育法、学則、大学院学則、愛媛大学憲章を踏まえて、各学部・研究科における目的の見直しを行っている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の理念と目標は愛媛大学憲章として定められており、また学則、学部規則等においても目的を定めている。

学則及び愛媛大学憲章は学校教育法第 52 条に謳われた大学の目的を踏まえて制定しており、愛媛大学憲章は、「自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出する」と、とりわけ「地域に立脚する大学として、地域に役立つ人材、地域の発展を牽引する人材の養成がこれからの主要な責務である」ことを宣言している。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

愛媛大学憲章において、大学院教育における基本目標について「大学院においては、人間・社会・自然への深い洞察に基づく総合的判断力と専門分野の高度な学識と技能が身につく教育を実施する」と定め、

大学院学則、研究科規則においても目的を定めている。この憲章及び学則は学校教育法第 65 条に謳われた大学院の目的を踏まえて制定している。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学は、平成 17 年 3 月に愛媛大学憲章を制定後、『愛媛大学学報』（全教職員に配付）、『愛媛大学概要』、大学ウェブサイト、学生・保護者・一般向け広報誌『Line』（全保護者に送付）へ掲載し公表するとともに学内随所に掲げ、教職員、学生に周知している。

新任教職員研修において学長自ら説明を行うとともに、新入生オリエンテーションで全新生に配布する『学生生活の手引』により説明を行い、愛媛大学憲章の周知に努めている。

学部等においても、その教育理念・目標を受験生向けパンフレット、学部概要、大学ウェブサイトなどに掲載して、教職員、学生に周知している。また、中期目標・中期計画は、国立大学法人化に伴って作成した職員手帳に掲載して全教職員に配布し、周知に努めるとともに、大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

愛媛大学憲章、中期目標・中期計画、各学部等の教育理念・目的等については、大学ウェブサイトに掲載することで社会に公表しており、平成 17 年度のアクセス件数は約 18 万件である。

愛媛大学憲章制定時には、大学の使命・目的を広く社会に周知する説明責任の観点から記者発表を行い、新聞等のメディアを通して公表している。さらに、愛媛大学憲章の特集を組んだ学生・保護者・一般向け広報誌『Line』の刊行・送付や、連携協定を締結している銀行店舗内に広報誌を配置するなどの取組を始めとして、周知に努めている。

また、受験生向けパンフレット、学部概要案内などにも、大学の教育理念・目的を掲載している。これらを愛媛県内外の高等学校訪問時に配布するとともに、夏季休業中に実施しているオープンキャンパスの参加者（参加者数：平成 17 年度 2,402 人、平成 18 年度 2,590 人）にも配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 愛媛大学憲章を学内随所に掲げ、教職員及び学生に周知している。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

愛媛大学憲章において、「人文科学、社会科学、自然科学の幅広い分野の成果とその限界が理解できる総合的な教育を実施」することを、また研究面では人文科学、社会科学、自然科学の分野において「基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の創造と知の統合に向けた学術研究を実践する」ことを謳っている。

愛媛大学は、現在、法文学部、教育学部、理学部、医学部、工学部及び農学部の6学部から構成されている。また、各学部の目的に対応して、以下の学科及び課程を設置している。

- ・ 法文学部：総合政策学科、人文学科
- ・ 教育学部：学校教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、芸術文化課程、生活健康課程、情報文化課程
- ・ 理学部：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球科学科
- ・ 医学部：医学科、看護学科
- ・ 工学部：機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科、情報工学科
- ・ 農学部：生物資源学科

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

愛媛大学憲章に掲げる教育目的に沿って、共通教育（教養教育）を重視している。教育の充実及び学生の修学支援等の強化を図ることを目的として設置された教育・学生支援機構では、共通教育の企画・実施が主要な業務の1つとなっている。教育・学生支援機構は共通教育センター、英語教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター及び教育企画室からなるが、そのうち共通教育センターが共通教育の企画を担当している。

各学部の教務関係委員会の長等を構成員とする共通教育センター会議において、共通教育の円滑な実施に関する重要な事項として、授業科目担当計画及び授業時間割編成、共通教育や教職に関する科目及び資格取得に関する科目、共通教育に係る諸問題について審議している。共通教育は全学出動体制により実施されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

修士課程は大学院学則第6条に「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士課程は大学院学則第7条に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として定め、各学部を基礎とする法文学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科を設置している。加えて、香川大学及び高知大学との連携により連合農学研究科（博士課程）を、また香川大学との連携により香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（専門職学位課程）を設置している。

各研究科には、以下の専攻を設置している。

- ・ 法文学研究科：総合法政策専攻、人文科学専攻
- ・ 教育学研究科：学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻
- ・ 医学系研究科：医学専攻、看護学専攻
- ・ 理工学研究科：生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻、環境機能科学専攻
- ・ 農学研究科：生物資源学専攻
- ・ 連合農学研究科：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、生物環境保全学専攻
- ・ 連合法務研究科：法務専攻

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的を踏まえ、全学的センター等の統括組織として、①共通教育を企画する共通教育センター、英語教育の高度化を実現する英語教育センター、入学者選抜方法の改善と入試広報の充実を図るアドミッションセンター、学生支援活動を一元的に推進する学生支援センターの4センター及び教育の改善・充実に係る企画・立案を行う教育企画室から構成される教育・学生支援機構（機構長：教育担当理事）、②知的財産本部、産業科学技術支援センター、地域創成研究センター及び防災情報研究センターを統括し社会連携を推進する社会連携推進機構（機構長：社会連携担当理事）、③沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、無細胞生命科学工学研究センターの3先端的研究センター、総合科学研究支援センター、東アジア古代鉄文化研究センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを統括する先端研究推進支援機構（機構長：学術・国際交流担当理事）を設置している。

その他、学内施設として図書館、総合情報メディアセンター、実験実習教育センター、国際交流センター、総合健康センター、附属病院、附属農場、附属演習林、附属小・中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、

附属農業高等学校を設置している。

先端研究推進支援機構の沿岸環境科学研究センターを中心とした「沿岸環境科学研究拠点」が平成 14 年度に文部科学省 21 世紀 COE プログラムに、「化学物質の環境科学教育研究拠点」が平成 19 年度に文部科学省グローバル COE プログラムに採択され、大学院教育に寄与していることは特筆される。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するために、国立大学法人法に規定する教育研究評議会を、学則の規定により各学部、医学系研究科及び理工学研究科に教授会を、法文学研究科、教育学研究科、農学研究科及び連合農学研究科に研究科委員会を設置している。

教育研究評議会は教育研究評議会規則第 4 条に基づき、中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）、学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等を審議し、学内ウェブサイトにて主要会議議事要旨を掲載し教職員に周知している。

学部等の教授会は教授会規程第 4 条に基づき、教育課程の編成、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与、学生の懲戒、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価、その他学部長が必要と認めた教育研究に関する重要事項を審議している。教授会はおおむね月 1 回開催し、上記審議事項、教育研究評議会から学部等へ付託される審議事項、全学委員会や教務委員会等の審議を踏まえて審議や報告を行っている。教授会議事録等は次回教授会で確認の上、記録し、学部構成員に周知している。

なお、法文学部においては学部教授会の下に、総合政策学科、人文学科それぞれが学科教授会を組織している。

また、理学部、工学部及び農学部は同規程第 6 条に基づき、教授会の審議事項の一部を学部運営委員会等に付託し、審議事項は運営委員会等議事録として確認、記録している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等の改革・改善を検討する全学的な組織として、教育・学生支援機構に教育学生支援会議を設置している。同会議は各学部の総括教育コーディネーターを構成員としている。

各学部には学部規程に基づき、教育コーディネーター会議、教務委員会、FD委員会など、教育課程や教育方法等を検討する教務関連委員会を設置している。定例としておおむね月 1 回（必要に応じて随時）開催し、審議事項は議事録として確認している。

医学部では、教育改革を長期的視野に立って推進し、医学教育全般の企画・実施・評価を業務とする総合医学教育センターを設置して実質的な検討を行い、学士課程 1 年次及び博士課程のカリキュラム改革を

実施している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 沿岸環境科学研究センターを中心とした「沿岸環境科学研究拠点」が平成14年度文部科学省21世紀COEプログラムに、「化学物質の環境科学教育研究拠点」が平成19年度文部科学省グローバルCOEプログラムに採択されて、大学院教育に寄与している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

学則、大学院学則に教員組織に関する規定を定めて、必要な教員の確保を定員管理によって行い、必要な教員を配置している。

大学設置基準等の改正に伴い、教員の職や教員の所属組織の在り方を検討するために設置した教員組織に関するWG（ワーキンググループ）において、教授、准教授、講師、助教、助手の職階を置くこと、適切な役割分担の下での教員間の組織的な連携の確保や教育研究に係る責任所在の明確化を図るために、弾力的な運用に配慮しつつ、講座制（法文学部、教育学部）及び学科目制（理学部、医学部、工学部）を採ることとし、また農学部は教育及び研究組織の柔軟かつ機動的な編制を可能にするとともに、教員配置の流動性を高めるため、新たな教員組織としてコースを置いている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員組織改編等に関する規程に基づき、教員組織の改編等及び教員定員の移動によって、学術研究の進展や社会的要請の変化へ適切に対応し、より効果的な教育研究が実施できるようにしている。これにより全学の教員数に配慮しつつ、各学部は常時、よりよい教育課程となるように検討し、必要な教員確保を行っている。

また、主要な授業科目は専任教員が担当するとともに、一部の科目を非常勤講師により補完している。平成19年5月1日現在の各学部等に配置されている教員は、次のとおりとなっている。

- ・ 法文学部（常勤122人、非常勤46人）
- ・ 教育学部（常勤100人、非常勤53人）
- ・ 農学部（常勤93人、非常勤29人）
- ・ 医学系研究科（常勤156人、非常勤144人）
- ・ 理工学研究科（常勤189人、非常勤47人）
- ・ その他の組織（常勤184人、非常勤78人）

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 法文学部：123 人（うち教授 67 人）
- ・ 教育学部：100 人（うち教授 55 人）
- ・ 理学部：74 人（うち教授 33 人）
- ・ 医学部：197 人（うち教授 45 人）
- ・ 工学部：139 人（うち教授 51 人）
- ・ 農学部：101 人（うち教授 50 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 法文学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 33 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 42 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 163 人（うち教授 84 人）、研究指導補助教員 17 人

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 115 人（うち教授 80 人）、研究指導補助教員 22 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 54 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 56 人
- ・ 連合農学研究科：研究指導教員 59 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 17 人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 19 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。中には、この状況が長期にわたる専修もある。

- ・ 国語教育専修：研究指導教員 1 人不足
- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 音楽教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 美術教育専修：研究指導教員 1 人不足
- ・ 技術教育専修：研究指導教員（教授）2 人不足
- ・ 家政教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 英語教育専修：研究指導教員 1 人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、1 人を除いて平成 20 年 4 月 1 日までの充員が決まっている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で不十分な教員配置状況にあり、可及的速やかな是正が求められるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指

導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員個々人の活動の自己点検評価とそれに基づく改善が不可欠であるとの認識の下、教員の総合的業績評価を導入している。評価結果に基づくインセンティブとして、平成 19 年度から担当業務又は専門分野に関する能力向上のため、教員が自主的調査研究に専念できるサバティカル制度を導入している。

教員の採用については原則公募制としている。さらに任期制については、先端的な研究センターを中心に 36 人の教員に任期を定めている。また、平成 19 年度から採用する助教には、原則として全員に任期制を導入している。

女性教員は 98 人（全教員の 11.6%）、外国人教員は 24 人（同 2.8%）である。平成 19 年 12 月に、愛媛大学における男女共同参画を推進するための「宣言」と「提言」を策定して、女性教員及び女子学生の拡充に取り組むことにしている。教員の平均年齢は 46.8 歳である。教員選考に関する規程において、教育研究水準の持続的な向上を図るため、中長期的に同一組織内で特定の大学出身者に偏らないこと、社会人及び外国人の積極的な登用に努めることなどを定めている。

また、学長裁量定員を確保し、全体的な状況を勘案して学長のリーダーシップの下、大学の重点施策に沿って教員配置を行っている。学長裁量定員によって、平成 18 年度には新設の防災情報研究センター等に教員を配置するなど、国立大学法人化後に合計 23 人を配置した。

教職員の勤務環境を改善するため、医学部附属病院に院内保育所「あいあいキッズ」を開設し、平成 19 年度には男女共同参画推進委員会を設置している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考基準に関するWGを設置して検討を行い、平成 18 年 4 月 1 日付けで教員選考に関する規程を制定した。同規程には教員選考の基本方針や選考基準を定めており、各学部等は同規程に沿って当該学部の実状及び専門分野の特性に応じた具体的な選考基準及び選考手続き・方法などの実施細則を定めている。例えば、農学部においては候補者の選考に当たって、教育研究能力及び人格面を把握するため、応募者との面接を行い、またセミナー若しくは模擬授業を実施するものとしている。

また、教員人事の適正化と点検評価のため人事委員会を置き、全学教員の人員管理及び人員配置、部局等における教員選考及び教員配置の点検評価、教員の教育研究能力向上のための人事制度などについて審議している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の総合的業績評価は、年度始めに教員個々人が行う教員自己評価と、過去3年間の自己評価を基に教員の所属する部局等の長が実施する部局個人評価で構成されている。毎年行われる自己評価は大学で独自に作成したウェブ入力システムを使用し、全専任教員を対象としている。

教員の自己評価の中から部局で特色のある事例を集め、「教員の実績ハイライト」として公表することで他の教員の参考に供している。

部局個人評価は平成18年度に試行を実施し、平成19年度に本格実施となる。部局個人評価の評価基準は、部局の特性を反映した評価となるよう部局ごとに定めている。また、部局に個人評価実施委員会等を置き、面接などの意見を聞く機会を設定して、一方的で主観的な評価にならないよう配慮している。教員個々人の活動内容は教員活動実績データベースにデータを集約しており、当該データは評価の根拠資料に活用されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員は、講義内容に関連した専門分野の研究活動を行うとともに、その成果を講義にフィードバックすることで、学生に提供する教育の質を確保している。

個々の教員の担当授業科目・論文指導などの教育活動、著書・論文・知的財産権などの研究活動等の活動データが「教員活動実績データベース」に蓄積されていて、当該データベースから必要なデータを抽出する方法で「教育研究者要覧」を作成、公開している。

教育内容と研究活動の相関性については、各学部の教務委員会、共通教育センターの部会等で授業担当を割り当てる際に配慮している。各授業科目の内容は「シラバスデータベース」に掲載されており、教員の教育内容と研究活動は関連している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を支援する事務組織として、全学的には教育学生支援部、各学部には学務チームを置くとともに、教育支援者として事務職員・技術職員142人、非常勤・契約職員53人を確保し、事務の改善、合理化を図り効率的な事務職員の配置に努めている。

技術職員は、平成17年度の組織改編により全学体制とし、実験実習支援、大学ウェブサイト作成などの教育活動の支援を行っている。

TAは大学教育の充実に不可欠であるとともに、大学院学生自身の教育トレーニングの機会を提供する重要な制度であり、平成16年度からTA本人及びTAの指導に当たる教員を対象としたTA研修を実施するなど、その充実に努めている。平成19年度には565人を配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員選考に関する規程において、教育研究水準の持続的な向上を図るため、中長期的に同一組織内で特定の大学出身者に偏らないことなどを定めている。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち5専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成20年1月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

従来から入学者選抜の基本方針は存在したが、国立大学法人化に当たり、愛媛大学憲章に沿って、求める学生像などの観点を踏まえ、アドミッション・ポリシーを各学部で定めた。

大学院のアドミッション・ポリシーは、平成 18 年度に各研究科で定めている。例えば、医学系研究科医学専攻では、「出身学部を問わず、医学・生命科学領域の研究に強い関心を抱き、将来、この分野の指導的研究者になることを目指す」学生の入学を求めている。

アドミッション・ポリシーは大学ウェブサイト、受験生向けパンフレットや学部及び研究科案内等の印刷物、学生募集要項等に掲載し、学内外に公表している。さらにオープンキャンパス、高大連携授業（高等学校出張講義）、入試説明会時に説明するなどの取組も行っている。特に学部・研究科のウェブサイトのトップページに掲載しているアドミッション・ポリシーは統一フォーマットを採用している。なお、当該ページには平成 17 年度に合計約 18 万件のアクセスがあった。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

愛媛大学憲章に基づき定めたアドミッション・ポリシーに沿って、多様な方法で学生選抜（入学試験）を実施している。

学生選抜方法は一般選抜と特別選抜があり、一般選抜は大学入試センター試験と個別学力検査等から総合的な学力及び各専門分野の理解力、論理的思考力、推理力、記述力等を総合的に評価するものである。特別選抜は推薦方式、帰国子女や中国引揚者等子女、社会人、留学生を対象とするそれぞれの選抜方式、及びAO入試を採用しており、小論文や面接によって構想力、表現力、自主性、積極性、目的意識等を総合的に評価するものである。

試験教科・科目の複数化や出題形式の工夫、また傾斜配点を採用すること等により、各学部それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った特色ある選考が行われるよう配慮している。

法文学部総合政策学科昼間主コース、教育学部芸術文化課程造形芸術コースでも平成 18 年度からAO入試を導入し、アドミッション・ポリシーに沿って意欲ある学生の受入を行っている。また、医学部では地域特別枠自己推薦入試を行い、アドミッション・ポリシーに掲げる地域医療に意欲のある学生の受入を

行っている。

平成 17 年度に設置したスーパーサイエンス特別コースでは、学部を越え最先端の研究を学びたい者、理数分野に意欲ある者を選抜するため、レポート、実験、面接による自己推薦型のＡＯ入試（平成 20 年度入試からは、センター試験以前とセンター試験利用の 2 期に分けている。）を実施している。スーパーサイエンス特別コースの学生には、入学時から専用の机と専用のパソコン等が与えられる。

大学院においても、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、一般選抜のほかに、推薦入学、社会人特別選抜、外国人特別選抜などを実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

各部局で定めているアドミッション・ポリシーは原則、志願者すべてを対象にしているものであり、留学生、社会人、編入学生個々に対しては定めていないが、留学生、社会人、編入学生に対する入学試験は、特別選抜試験として個々の事情に配慮した形態で実施している。

留学生を対象とした選抜試験は、日本学生支援機構が実施する日本留学試験の結果に加え、個別学力検査（筆記試験、面接、実技検査）の結果を総合して評価している。連合農学研究科では留学生に配慮した秋季選抜試験を実施している。

社会人を対象とした選抜試験は、主に小論文と面接（調査書等の内容を参考）によって行い、知識だけではなく目的意識や学習意欲などについて総合的に評価している。

編入学生を対象とした特別選抜試験は、学部の特性に応じて筆記試験、口頭試験、面接などの結果を総合的に評価している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜を適切、公正に実施するため、業務の分担や留意事項をまとめた「入学者選抜個別学力検査等実施大綱」を作成している。この実施大綱に基づき、入学者選抜方法、個別学力検査等実施教科・科目、試験時間及び配点など、具体的な検討を学部の入試委員会等が行い、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜要項として発表している。

作問と採点に関しては、教科・科目主任委員会、作問委員会、作問点検委員会、採点委員会を置いている。教科・科目主任委員会は各教科・科目の連絡調整を、作問委員会は入学試験問題の作成及び校正を任務としている。また、作問点検委員会は入学試験問題の出題ミスを防ぐために、入学試験問題の適否について調査・点検するなど確認体制を強化している。採点委員会は入学試験答案の採点に関する業務を行っている。

全学的に行う個別学力検査の実施体制は、学長を本部長とする個別学力検査実施本部と、各学部にも学部長を試験場本部長とする試験場本部を設置している。試験実施時間中は作問委員が実施本部や試験場本部に待機し、受験生からの質問や不測の事態に備えている。

また、実施要領及び監督要領を作成し、事前に監督者や業務担当者を対象に説明会を開催して業務の周知を図り、実施後に問題点の有無を聴取している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

実際の学生受入に対する検証については、平成 17 年度までは入学者選抜方法研究専門委員会が行い、入学試験の結果と入学後の成績の相関関係の分析、特定の選抜方法による入学者の追跡調査、アドミッション・ポリシーの在り方やAO入試の導入についての考え方等を報告書としてまとめ、入学者選抜の改善に役立ててきた。

平成 18 年度にはアドミッション・ポリシーにふさわしい学生選抜方法を大学全体で検討するため、入学者選抜方法の改革に関する専門委員会を設置し、県内公立高等学校の進路指導主事との意見交換会の開催、工学部後期日程個別学力検査における数学の導入、試験科目の簡潔化に関する提案、AO入試拡充に関する提言を行った。その成果として、法文学部総合政策学科及び教育学部芸術文化課程にAO入試を拡充するとともに、平成 19 年度に工学部後期日程個別学力検査における数学の導入、医学部看護学科前期日程大学入試センター試験等における試験科目の簡潔化を実施している。

平成 19 年 4 月 1 日付けでアドミッションセンターを新設し、入学者選抜の円滑な実施を図るとともに、各学部・研究科と連携・協力して、アドミッション・ポリシーに則した、より適切な入学者選抜システムの開発等を行うこととなっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

愛媛大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 16 年 4 月に設置された教育学研究科学校臨床心理専攻については、平成 16～19 年度の 4 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 法文学部： 1.12 倍
- ・ 教育学部： 1.09 倍
- ・ 理学部： 1.08 倍
- ・ 医学部： 1.00 倍
- ・ 工学部： 1.05 倍
- ・ 農学部： 1.10 倍

〔修士課程〕

- ・ 法文学研究科： 1.29 倍
- ・ 教育学研究科： 0.98 倍
- ・ 医学系研究科： 0.94 倍
- ・ 農学研究科： 0.98 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科： 1.06 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科： 1.08 倍

愛媛大学

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.10 倍
- ・ 連合農学研究科：1.35 倍

連合農学研究科（博士課程）については、入学定員超過率が高い状況が見られるが、適正化の方向に向かいつつある。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- スーパーサイエンス特別コースを設置し、求める人材の確保に努めている。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

愛媛大学憲章に謳われている「自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出する」ことを最大の使命とした教育の実践に努めている。そのための教育課程は学則に基づき、全学部共通の共通教育（教養教育）と各学部の教育目的を基にした専門教育の2つで編成されている。

共通教育の主体は1～2年次であるが、4年間を通して学習できるように設計している。1年次は「知への導入」と位置付け、初年次科目（必修）と教養コア科目（必修）を、1年次後半からは「知の展開」とし、知の展開科目と専門教養的科目としての基礎科目（必修）を配置している。3年次には引き続き知の展開科目（選択）を配置している。4年次は、社会人としての自立準備学習を行う期間と位置付けている。

各学部は、教育の目的を達成するために必要な授業科目を開設している。学年の進行に伴って専門教育科目の比率が高まり、基礎から専門まで段階的に学び、さらに卒業研究等により問題解決能力を習得するカリキュラムにより専門教育を実施している。

例えば、農学部では、地域社会や国際社会における食料・資源・環境に関するさまざまな問題を解決し、

自然と人間が調和する循環型社会の創造に貢献できる人材の養成を目指し、1 学科（生物資源学科）の下に 7 専門教育コースを設け、それぞれの教育目的・方針に沿ったカリキュラムを構成している。農学に関する幅広い知識を 2 年次前学期までに、専門的な知識は 2 年次後学期以降に習得することになり、農学という学問体系の中で各自の専門分野を学ぶことができるように授業科目を配置している。

また、工学部では、学生に配付しているシラバスに科目間関連図（ロードマップ）を掲載し、学習の到達目標とカリキュラム編成の全体像を視覚的に表し、学生の理解を深めている。

全体として、各学部はその教育目的や授与する学位に照らして、共通教育科目と専門教育科目を配置している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

共通教育の目的は、愛媛大学憲章に示す豊かな人間性と幅広い知識を備えた学生を育てることにある。この目的を達成するために、平成 18 年度からの新カリキュラムでは教養科目と基礎科目の 2 つの科目群を配置している。また、留学生のためには日本語科目・日本事情に関する科目を設けている。

教養科目については、1 年次の必修科目として初年次科目を設置している。そのうち、全学的に実施する「新入生セミナー」は大学で主体的、能動的に学ぶために必要な技能（スタディ・スキル）を学習する内容であり、「コース初歩学習科目」は各学部や学科・コースの特徴的なカリキュラムについて知るとともに、卒業までの学びのプロセスへの取組方法を学び、初歩的な準備学習に取り組む内容となっている。

共通教育の骨格をなす「教養コア科目」（地域・生命・環境、こころと健康）は、豊かな人間性の基礎として健康の大切さを理解するとともに、幅広い知識の第一歩として愛媛大学の教育におけるキーワードである「地域・環境・生命」に関連した教養を学ぶものとなっている。

「知の展開科目」（人間と文化、生活と制度、科学と現代、自然との共生、初めての外国語、創生授業）は、幅広い知識の習得を目指すものである。そのうち、選択科目の「創生授業」は聴講するだけでなく、少人数のグループワークにより教員・受講生が設定した課題について調べ、議論し、まとめ、報告する過程を通じて、課題発見・解決能力の初歩を培うことを目的とした授業となっている。

基礎科目については、学部で開講する専門教育科目の履修に先立って、どの学生にとっても必要不可欠な基礎学力、知識及び身体的健康の充実・向上を図る内容の授業を提供している。英語は、入学直後から 20 人程度の少人数クラスによる学生主体型の英語コミュニケーション能力養成の授業を全員に実施している。情報科学は、独自に開発した全学共通の e-learning コンテンツを用い、習熟度別クラスで情報リテラシーについて学ぶとともにコンピュータの基礎と操作方法を学ぶ授業である。

また、専門教育の学習前に必要とされる科目として、学科・課程・コースごとに文系基礎科目と理系基礎科目を配置している。例えば、農学部の理系基礎科目として、「解析学入門」と「統計学入門」（必修）、「物理学」「化学」「生物学」「地学」（選択必修として 3 科目）などがある。

専門教育の授業は、教育課程の編成の趣旨に沿って開講し、初期段階では必修科目を多く設け、専門課程が進むにつれて各自の進路に合わせて科目の選択の幅を広げ、内容も知識を積み上げる形で高度化することとしている。

また、生きた学問の修得のために、実験、実習及びフィールドワークを採り入れ、講義科目と結び付けた配置としている。卒業前の約 1 年はそれまでの学修成果を基にし、総合的に物事をとらえ課題解決能力を育成するために卒業研究（論文）を課している。例えば、農学部では、1 年次には主として教養科目（22 単位）と基礎科目（19 単位）を受講し、大学生として一般的・基礎的な知識を習得する。1 年次の共通科

目（1単位）として「生物資源科学実習ⅠA、ⅠB」を配置し、附属農場と附属演習林においてさまざまな実習を行う。2年次前学期には農学部全般に関わる共通科目（17単位）を学び、農学部の学生として必要な知識を習得する。2年次後学期からは7専門教育コースに分属して各々の専門教育科目（70単位）を履修する。地域環境工学専門教育コースには「農業土木プログラム」（JABEE（日本技術者教育認定機構）で認定されたプログラム）と「環境工学プログラム」があり、「構造力学Ⅰ」「水理学Ⅰ、Ⅱ」「測量学」「景観デザイン論」「航空測量」「土壌物理学」などの必修科目がある。3、4年次では、専門分野の学習をさらに進めるとともに、実践的知識・技術も学び、あわせて卒業研究に取り組み、観測・実験・解析を通してさまざまな問題について研究している。

このように、文系から理系までの学生に対して共通教育として教養科目と基礎科目を整備し、専門への導入を促す基礎的な内容とし、最終的には卒業研究等に至る教育課程編成になっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業の内容は、特に専門教育科目では担当教員の研究成果のみならず、研究活動を通して得た教員の知識が反映された内容となっている。例えば、医学部医学科のコア・カリキュラムは全講座によって分担実施するなど、学部全体の研究活動がすべての領域を網羅する仕組みを採っており、看護学科とともに各講座の名称が研究内容及び教育・授業の内容と一致している。

教員個人の教育研究活動の成果は学内専用の「教員活動実績データベース」に蓄積し、項目を選択の上、大学ウェブサイト「教育研究者要覧」（氏名、所属、キーワードから検索可能）として掲載、公開している。各授業科目の内容はウェブサイト「シラバスデータベース」（氏名、開講年度、キーワードから検索可能）に掲載している。

また、特色ある教育を推進するため、必要性の高い新しい授業科目の創設、特別講義の開講、学外講師の招聘に必要な経費を愛媛大学教育充実特別支援経費（学長裁量経費）で措置し、教育の充実を図っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

共通教育では、新入生が大学での生活に早く対応し勉学活動を円滑に始められるようにすること、学びの基礎能力であるスタディ・スキルや人間関係の形成に不可欠なソーシャル・スキルを身に付けることを目指して、平成18年度に全学共通1年次必修科目として「新入生セミナー」と「コース初歩学習科目」を創設した。

ゼミナールや合宿研修等により学生の統率力や指導力、コミュニケーション能力を養う取組である「新時代の学生リーダー養成プログラム-愛媛大学リーダーズ・スクール（E L S）-」が、平成19年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）に採択されている。また、学生が自ら考え実践する能力を身に付けるために学長裁量経費で「プロジェクトE」（学生による調査・研究プロジェクト）を設け、学生が1年間、自発的に調査・研究した成果発表会を開催している。

単位互換については、全学的に他学部の授業科目の履修を認めるとともに、大学間単位互換協定により松山大学、松山東雲女子大学、放送大学、新居浜工業高等専門学校と単位互換を行っている。平成18年度特別聴講学生の受入実績は、松山大学26人、松山東雲女子大学5人であった。工学部は山形大学・群馬大学・徳島大学・熊本大学の工学部及び中国・四国地区7国立大学の工学部と単位互換を実施している。農学部については、平成16年度に「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」（申請大学：広島大学）が文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択されたことを受けて、中国・四国地区の9国公立大学による単位互換協定を締結しており、学生は鳥取大学演習林、広島大学練習船等を利用して複数大学の教員により行われるフィールド演習を履修することができる。

愛媛大学が中核となり、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学の県内4大学・短期大学が協力して平成15年度から地域内インターンシップ・プログラムを運営する組織（プラットフォーム）を設け、地域の企業、自治体等との協働によって4大学合同のインターンシップを実施している。愛媛大学からの参加者は、平成17年度238人、平成18年度251人である。医学部を除き全学的にインターンシップを単位化しているが、例えば、理学部では「キャリア科目」として「インターンシップ」2単位（事前事後の授業とセットの就業実習）とキャリア形成の意義、就職と自己表現、科学技術と企業の現状、進路の選択、就職活動の心得などを学ぶ「キャリアデザイン」2単位を開講している。工学部では、平成18年度から「愛媛大学教育改革促進事業」（愛媛大学GP）により、中国の天津大学と連携して、中国の生産拠点における技術者インターンシップを実施し、7人が参加した。

3年次編入学の制度を採り入れているのは、法文学部夜間主コース（50人）、理学部（若干人）、医学部看護学科（10人）、工学部（10人）、農学部（10人）である。医学部医学科（5人）では3年次学士編入学を実施し、別枠の時間割により授業を行うなどの配慮をしている。教育学部では入学時にコース・専修への所属を決定するが、特別な事由を考慮した転コース・転専修を認めている。

法文学部、理学部、スーパーサイエンス特別コースでは卒業要件単位を優秀な成績で修得した場合に早期卒業を認め、大学院教育との連携に配慮した指導を行っている。理系の学部では愛媛大学大学院に進学する者が多い。平成18年度理学部の大学院等進学者81人のうち愛媛大学理工学研究科へ53人、工学部の大学院等進学者212人のうち同理工学研究科へ186人、農学部の大学院等進学者72人のうち同農学研究科へ56人が進学している。また学部の学科、コースが大学院課程の専攻・コースに対応しており、愛媛大学大学院に進学する学生にとっては学士課程から大学院課程まで一貫した教育が受けられる構成となっている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

教育・学生支援機構では、授業時間外の学習指導の在り方等の講習やシラバスの書き方講習などのFDスキルアップ講座を行ってシラバスの内容充実を図り、到達目標や講義内容、参考図書等を示して、予習や復習を促すよう取り組んでいる。授業の目標と到達目標、成績評価に関わる情報、オフィスアワーの時間などの各情報はあらかじめシラバスで明示し、学生の自主学習の支援を行っている。

履修登録した授業科目について十分な自主学習の時間を確保するために、法文学部、理学部、工学部応用化学科及びスーパーサイエンス特別コースでは履修登録単位数の上限を1学期24単位程度に設定している（CAP制）。

理学部では、成績評価において成績平均値（GPA：Grade Point Average）を求め、履修コースの選択、特別履修資格者（CAP制の上限を超えて履修登録可能な者）の認定、早期卒業予定者の資格認定に活用している。

医学部医学科では、1週間の最大授業時間数を12～15に制限し、授業時間外の学習時間の確保に努めるとともに、チュートリアル教育など自主学習が必要な科目ではその時間確保に配慮している。

教育・学生支援機構では「単位制の実質化」を中期計画に掲げ、授業時間外の学習指導法、履修指導、履修科目登録の上限設定などの全学的方針を検討している。また、各学部では『履修の手引』等を用いて、1年次必修の「コース初歩学習科目」、新入生ガイダンス、各学年のガイダンス等で履修指導を行っている。これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

法文学部に夜間主コースを設置しており、平成19年度の入学定員は180人（総合政策学科80人、人文学科50人、3年次編入学生は両学科で計50人）である。

夜間主コースの学生は、昼夜開講制により1週当たり13時限（月～金曜日の6時限（18時～19時30分）、7時限（19時40分～21時10分）、土曜日の1～3時限（13時30分～18時20分））を使って学習するが、平日昼間に開講される科目（30単位以内）や集中講義科目も履修できる。

また、社会人特別選抜や3年次編入で入学した社会人有職者を対象として長期履修制度を導入している。長期履修制度適用学生には通常の場合と同額になるよう在学期間に応じた授業料の納付措置を講じ、在学期間をあらかじめその1.5倍に延長して履修計画を立て、働きながら学ぶことに配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

共通教育においては初年次の学生に自ら学ぶ姿勢を確立させるため、対話・討論型授業及び講義を併用した1年次必修の「新入生セミナー」「コース初歩学習科目」を開講している。英語、情報科学、スポーツの授業等は少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用とそれぞれの授業内容に沿った授業形態を採用している。

専門教育では、各学部はそれぞれの教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等を組み合わせて配置し、授業科目の内容に応じてフィールド型授業、インターネットや情報機器の活用などを採り入れている。

法文学部では、主な授業は講義形態であるが、必修のゼミナール（演習科目）は1～4年次までを通して少人数で実施しており、フィールド型（現地調査とレポート）や討論・対話型、LL教室や各種情報機器を利用した授業などを展開している。

教育学部では、教員養成に求められている実践（体験）と理論とを往還する学習指導法を工夫しており、初等教科概論、教職教養課程特講、教育実践演習などをカリキュラムの軸とし、学生同士、学生と教員間でのディスカッションを採り入れた教育を実施している。

理系の学部では、1～3年次にわたり主要な講義科目と連結して演習、実験、実習の科目を配置すると

ともに、T Aを活用して授業の効率を上げている。

医学部では、基礎から臨床へと体系だった教育課程を編成しており、医学科では年度ごとに作成した「P B L—チュートリアルガイド」によるチュートリアル教育や臨床実習を、看護学科は看護研究や臨地実習などにおいて少人数教育を採用している。

農学部が主体となり全学で展開する環境教育指導者養成講座「瀬戸内の山〜里〜海〜人がつながる環境教育」は、大学がN P Oなど地域と交流しながら進行する相互学びあい型カリキュラムにより、理論と実践（フィールド調査や受講生企画による公開講座の開催など）を組み合わせている。この養成講座は、平成 18 年度文部科学省現代G Pに採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学的に統一されたフォーマットを用いて、教員個々人が、「シラバスデータベース入力及び登録の手引き」に基づき、データを入力することによって作成される。

シラバスは大学ウェブサイトで公開するとともに、必要に応じて印刷物として配付している。シラバスにはそれぞれの科目について、「授業の目的・到達目標」「授業の内容・スケジュール」「受講生にかかわる情報」「受講のルールにかかわる情報」「教材にかかわる情報」「評価にかかわる情報」「オフィスアワー・その他」等について記載し、学生の履修科目の選択や自主学習に供している。

共通教育科目では、共通教育センターがシラバスの内容を確認し、必要に応じて加筆・修正を求めることで内容の充実を図っている。また、学期終了時に学生に対して行う授業評価アンケートにおいて、シラバスに沿った授業が行われているかを検証している。平成 18 年度前学期実施分の回答によれば、59%の学生がシラバスを参考に受講科目を選択している。なお、シラバスの掲載されているウェブサイトへのアクセス数は平成 17 年度約 122 万件であった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

講義科目においては、各教員が宿題、レポート提出などによって予習・復習を指示することで、自主学習に配慮している。

英語を自主学習する学生のために、語学自習室（パソコン 50 台、利用時間 9 時～20 時）に学内L A N で利用できるS L S（語学学習ソフト）を整備しており、T O E I Cテスト対策、医学系英語コース、理工系英語コースなどの自習ができる。書籍、視聴覚教材を自由に閲覧できる英語学習学生サポートルームの整備、授業外の英語講義、英会話レッスンの実施など、授業外での英語学習の場所と機会を提供している。

大学内での自主学習を希望する学生に対しては、図書館や情報科学の授業で使用する総合情報メディアセンターの演習室に備え付けのコンピュータを開放している。各学部は図書室、セミナー室などを自主学習用に提供するとともに、教員はオフィスアワーをシラバスに示し、授業科目に関する学生の質問・相談に応じている。卒業研究を行う学生には、学内L A Nを活用した情報の収集、整理など自主的に学習できる環境として専用の居室を提供している。

基礎学力不足の学生に対しては、学生生活担当教員が成績表を渡す際に面接によって個別的な教育指導

を実施するなどの配慮が行われている。

農学部では、推薦入学者のうち高等学校の総合学科及び職業学科の卒業生を対象に1年次補習科目として「解析学の基礎」「確率統計学の基礎」「Power Up English I、II」を開講している。

平成19年度からは理学部・工学部・農学部及びスーパーサイエンス特別コースの全新生を対象として入学直後に基礎学力調査テストを行い、学力が不足していると判定された学生に数学のリメディアル教育を実施している。現在は、工学部では約1割、理学部及び農学部では約2割が対象となっているが、開講クラス数の拡大が必要であると認識されている。

医学部医学科では、新生を対象に基礎学力調査を行い、理系基礎科目（物理学、化学、生物、統計学）や専門教育の基礎医学展望などの履修に必要な基礎学力を調査している。卒業までに必要とする知識が多いため、チュートリアル教育等により、自主学習の取組への指導を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則、学業成績判定に関する規程により、成績評価判定基準を策定している。

成績評価は100点満点で評価し、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）で、60点以上を合格として単位を認定している。個々の科目の具体的な成績評価基準は、各教員がシラバスに明記するとともに、開講時に学生に説明している。開講授業の3分の2以上の出席がない場合は、成績評価は行わず単位を認定していない。

卒業認定基準は、学則に基づき学部規程等に定め、学部学科ごとに基準を設けている。

この成績評価判定基準、成績評価、卒業認定基準に関しては、各学部の『履修の手引』（履修案内）に明記し配付するとともに、1年次必修の「コース初歩学習科目」、新入生オリエンテーション、学年ガイダンス等で学生に説明している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

講義科目は定期試験の成績と平常の成績（レポート、中間試験）で評価し、出席は点数に加算しないこととしている。成績評価は担当教員が行い、単位認定をしている。

演習や実験など複数の教員が担当する科目の成績評価は、あらかじめ学生に明示している基準に従って担当教員が成績を評価し、最終的には合議によって成績を判定している。

卒業研究は指導教員が成績評価を行うが、卒業研究発表会を開催して複数の教員で確認するなど、客観的で公正な評価に努めている。卒業認定基準は各学部等で定めており、卒業要件を満たしているか否かを最終的に教授会が審議し、判定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生への成績通知は、学生生活担当教員等から次学期始めに学生に直接手渡し、履修指導を行っている。成績評価や授業の展開などに疑問を持つ学生に対しては、学生生活担当教員や教育コーディネーターに相談するとともに、オフィスアワーを活用し、授業担当教員に相談できる体制を整えている。

平成 17 年度に「学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）」を定め、平成 18 年度前学期開講の授業科目から、学業成績を通知した後、原則 1 週間以内に口頭又は文書によって学業成績判定に関する学生からの申立てを受け付ける全学的な仕組みを制度化している。申立てが認められた場合、成績評価は変更され、その結果は事務担当者から学生に連絡される。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院設置基準の改正に伴い、大学院研究科の人材養成に関する目的の明確化と公表を行い、この目的を達成すべく教育課程を体系的に編成するとともに、目的とする学問分野や職業分野からの要請にこたえて教育課程の見直しを行っている。

例えば、教育学研究科は、学校教育専攻、教科教育専攻のほか、平成 16 年度に学校臨床心理専攻を新設、平成 17 年度には障害児教育専攻を特別支援教育専攻に改組し、高度な実践的能力を有する学校教員の養成、現職教員の必要性に即した研修・研鑽の支援、言語聴覚士や臨床心理士の育成など、社会からの期待にこたえる教育内容となっている。授業科目は必修と選択の科目区分に従って 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。カリキュラムは、必修の「総合科目（研究科共通科目）」と各専攻の専門性を基盤とする「教育実践研究」を中心に編成し、体系化を図っている。

また、平成 17 年度には学校現場において学習や行動に困難を示す児童生徒への対応のために、現職教員を主たる対象とし、軽度発達障害支援の専門家養成を目的とする 1 年制の修士課程である特別支援教育コーディネーター専攻を開設した。この「1 年制大学院が地域の特別支援教育を変えるー教育現場・教育委員会と連携した特別支援教育コーディネーター養成プログラムの構築ー」は、平成 18 年度の文部科学省資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）に採択されたことが特筆される。

理工学研究科博士前期課程は、学部教育との接続を考慮した開講科目を精選し、各専攻のコア科目、発展・総合科目、共通科目に区分し、体系化を図っている。工学系 3 専攻では、教育目標（人材育成目標）と科目間関連図を作成してシラバスに掲載し、学生に配付・周知している。

医学系研究科博士課程は、医学・生命科学の領域の幅広い専門的知識を備え、先端的・創造的研究を行える研究者養成、地域・社会からの強い要請にこたえる優れた研究能力及び高度の専門的知識を備えた臨床医育成を目指して、平成 18 年度に 3 専攻（形態系専攻、機能系専攻、生態系専攻）から 1 専攻（医学専攻）に改組した。医学専攻は、従来の 3 専攻の枠を超えた高次機能統御領域、病態制御領域、システムバイオロジー領域、生命環境情報解析領域の 4 領域で構成し、学生は領域を自由に選択することができる。授業科目は、専攻共通科目、各領域の専門に特化した領域科目からなり、体系的な教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程は、課程・専攻・専修・コースごとに教育の目的に即し、当該学問分野や社会の動向も踏まえた内容の授業科目を配置している。

授業の内容は、全学的に作成している「シラバスデータベース」により教員相互に、その妥当性・適切性を確認し、教育課程編成の趣旨と教員の専門性を適合させている。

例えば、教育学研究科は学校教育、特別支援教育、教科教育の3専攻において、学校教育活動全般に関わる科目として「学校教育の総合的研究」を研究科共通の必修としている。学校臨床心理専攻臨床心理学コースでは、臨床心理士の受験資格取得のために必要な学校臨床心理専修科目16単位（「臨床心理学特論Ⅰ、Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ、Ⅱ」「臨床心理実習Ⅰ、Ⅱ」など）を必修とする履修要件を定めている。

医学系研究科医学専攻は4領域の専門に特化した授業のほか、基礎研究志向型として研究の基礎となる概念や理念、基礎的手技を全般にわたって学ぶ「基礎研究方法論Ⅰ、Ⅱ」、臨床研究志向型として医学研究を臨床的視点に重点を置いて研究方法論、研究のトピックス、研究の臨床応用などを学ぶ「臨床方法研究論」の専攻共通科目を開講している。

また、看護学専攻では、看護学教育者、看護学研究者、高度臨床看護者の3領域における高度看護専門職者を育成することを目的としており、授業内容は学習方法の習得、看護理論の確立、理論体系構築などに重点を置き、それぞれの領域に沿ったものとなっている。

農学研究科は、近年の産業技術の高度化や食料・資源・環境問題に対応するために、1専攻（生物資源学専攻）に7専門教育コースを設置し、学部での教育を基礎とした、より高度な教育・研究を行い、さまざまな先端技術の習得と新しい分野への対応能力の向上を目指している。共通科目「農学の最前線Ⅰ、Ⅱ」では遺伝子レベルの生物学から地球的規模の環境問題まで多岐にわたる話題を講義している。また、平成11年度には社会人リフレッシュコースを、平成14年度には国費外国人留学生大学推薦枠の優先配置を伴うアジア・アフリカ・環太平洋生物資源学特別コース（10月入学）を設置して、社会人、留学生に対応した教育プログラムにより、学術・研究の社会的・国際的交流を推進している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

授業は教育課程の編成の趣旨に沿って開講し、各教員の専門分野並びに最近の研究活動に応じて授業担当者を決めている。その内容は教員の専門分野の研究に裏付けられた最新の研究成果を反映したものになっている。

研究成果や学問の進展等を反映させた授業の例としては、臨床薬理学、パーキンソン病などの最新の研究成果を盛り込んだ医学系研究科の先端治療開発医学講義や、潤滑性・耐摩耗性被膜、超微粒子の最新研究成果をもとにした理工学研究科の先端加工学の講義がある。

農学研究科では、各教員の授業内容と研究活動との対応を示す関連表を作成し、授業担当者の決定、授業内容の改善に役立てている。

また、特色ある教育を推進するため、必要性の高い新しい授業科目の創設、特別講義の開講、学外講師

の招聘に必要な経費を愛媛大学教育充実特別支援経費（学長裁量経費）で措置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科は大学ウェブサイトの「シラバスデータベース」に授業の目的・到達目標、授業の内容・スケジュール、評価に関わる情報等を記載している。

大学院学生が予習・復習など主体的な学習が行えるように学習時間の確保、参考書や文献リストの提示、課題設定等の措置、自習室など自由に学習ができる環境の整備等を行い、授業時間外の学習を支援している。

研究指導では複数指導教員による指導、指導時間の確保などにより、指導内容の充実に努めている。

例えば、理工学研究科博士前期課程の工学系3専攻では、授業終了時に授業実施報告書（レポートや試験答案用紙などの根拠資料を含む。）の提出を義務付け、シラバスどおりの内容・スケジュールで授業を行い、適切な成績評価を実施したことを確認する体制を採っているが、今後も、さらなる大学院教育の充実と単位の実質化への取組を継続する必要があると自己評価している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

社会人学生の勤務形態などに配慮して、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を全研究科で適用している。

例えば、初等中等の現職教員等が在学する教育学研究科では、修業年限2年のうち、1年次は大学院での学業に専念し、課程修了に必要な30単位のうち22単位以上を履修し、2年次は在職校等に復帰し勤務しながら週1回以上定期的に通学して残りの単位を修得するとともに、修士論文作成のための指導を受ける特別措置を採っている。2年次からの特例による授業は、夜間、週末又は夏季・冬季休業期間中等に実施している。学校臨床心理専攻では、南予地方の通学が困難な地域に勤務する現職教員に対してサテライト教室を開設し、一部の授業を指導教員が出向き、夏季・冬季の長期休暇を利用した集中講義による対面授業を行っている。

また、法文学研究科と農学研究科では、通常の場合と同額になるよう在学期間に応じた授業料の納付措置を講じ、在学期間を延長して履修計画を立て学ぶことのできる長期履修制度を導入している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

研究科の教育目的に沿って、講義、演習、実験、実習等の授業をバランス良く配置している。

例えば、教育学研究科特別支援教育専攻の特別支援教育コーディネーター専修では、実習と実践を結び付ける教育プログラムを実施している。通年の実習「教育実践科目」では、大学院学生は地域の小中学校に通い、補助的教員の立場で特別なニーズのある子ども達の支援を行っている。その実習の中から問題を

発見し、大学の授業で問題の理論的解釈と解決方法を探り、その方法を教育現場の実習で実証的に確認・修正することにより、現職教員の教育実践力を養成している。

医学系研究科医学専攻では、原則的に授業科目を講義、演習、実習（研究）で構成しており、講義における専門知識の教授と演習・実習における論文指導・研究指導のバランスに配慮している。授業形態としては、指導教員による個別授業、オムニバス形式の集中講義、研究機器の操作実習、情報機器の活用実習、研究会への参加・発表などを組み合わせることで学習効果の向上を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院の全研究科において教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスを作成し、学生は授業の選択、学習計画の立案に活用している。

平成 19 年度から大学院課程においても統一フォーマットである「シラバスデータベース」にデータを入力することによって学士課程と同じ様式のシラバスを作成し、大学ウェブサイトにより公開している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究科の教育課程の趣旨に沿った研究指導を実施し、適正な研究指導と成績評価を保証するために、主指導教員と副指導教員の複数指導体制を採用している。

博士課程の各専攻は、専任の教授、准教授等を擁する講座を組織し、研究指導を行っている。また、沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、無細胞生命科学工学研究センター、総合情報メディアセンター、総合科学研究支援センターの教員の協力も得て、より実践的な研究指導を行っている。

愛媛・香川・高知の3大学が連携協力する連合農学研究科では、主指導教員が学生の研究目的に沿った研究指導を行うため、学生と相談の上で研究テーマを設定し、指導方針等を2人の副指導教員と協議し、その結果を連合農学研究科規則で定める「教育・研究指導計画書」に記載して研究科長に提出した上で研究指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

全研究科において複数指導教員による研究指導を行い、研究成果については学内外での発表を奨励し、

論文作成能力の向上を図っている。

研究テーマについては、入学時に本人の希望・能力、研究室の設備・研究実績を考慮した上で、学生本人と指導教員が相談した上で決定している。研究テーマの変更については、研究経過から判断して、学年途中であっても柔軟に対処できるようにしている。

大学院学生がTA・RAの活動により、教えることを通して学ぶ環境を整えている。従来、TAに対する教育的指導は指導教員の裁量に任されてきたが、平成18年度から全学で推進している「FD/SD/TA三位一体型能力開発」において、TA及びTAを指導する教員のガイダンス・研修の充実を図り、資質向上に努めている。

例えば、連合農学研究科では、学生の研究テーマに合わせ、主指導教員1人と他の構成大学の教員1人を含む副指導教員2人の複数教員による多面的指導に比重を置いた教育方法を採用し、質の高い学位論文作成のための指導体制を整備している。TA・RA及び日本学術振興会特別研究員等の制度を、教育課程を補完する研究者養成プログラムとして位置付け、これを利用した研究者等の能力育成のための訓練を行っている。

また、学生の自主的な研究プロジェクトや国際学会等での成果発表に対する支援制度を設け、研究者養成と学生の研究意欲の向上・活性化を目指している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位規程、研究科規則、学位論文に関わる規則・細則等において、学位論文に係る指導について規定し、複数指導教員による指導を行っている。大学院学生は複数指導教員の指導の下で学位論文作成に向けた研究計画を立て、研究を行い、学位論文の作成を行っている。

例えば、理工学研究科では、学位論文に係る指導教員は年度始めに研究題目を研究科長に提出し、その研究題目に従って研究指導を行うとともに、適宜、研究成果報告会などを開催し、副指導教員とともに研究の進捗状況を確認している。必要に応じて、夜間その他特定の時間・時期において研究指導を行うことが認められており、状況に応じた柔軟な指導を行っている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価は100点満点で評価し、秀(90～100点)、優(80～89点)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(59点以下)で60点以上を合格として単位を認定している。この基準及び成績評価に関しては、入学時に配付する『履修の手引』(履修案内)に掲載している。また、入学時に行うガイダンスでその内容を説明し、周知している。

修了認定基準は、学則、大学院学則に基づき研究科規則等に定めている。

例えば、法文学研究科では、成績評価基準及び修了認定基準は大学院法文学研究科規則に、学位論文の審査、最終試験及び試問に関する事項は大学院法文学研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則に定めている。

また、具体的な成績評価基準については、シラバスの「評価にかかわる情報」に掲載している。学生に周知すべき事項は、『履修の手引』(履修案内)及びシラバスに掲載し、周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

授業科目の評価は、シラバスの「評価にかかわる情報」に明示するとともに、初回開講時にそれを確認し、学生の理解を深めている。成績評価は成績評価基準に沿ってシラバスに明示した成績評価方法により担当教員が行い、単位認定を行っている。

修了認定基準は各研究科で定めており、修了要件を満たしているか否かは教授会等で審議し、判定している。

例えば、理工学研究科では、修得単位認定及び修了認定について、各専攻の修了者判定会議の事前審議を経て、理工学研究科教授会で審議している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査体制については、学位規程において、学位論文の審査及び最終試験又は試問を研究科委員会に付託すること、研究科委員会は学位論文の内容及び専攻に関係ある教授の中から審査委員3人以上を選出して、審査及び最終試験又は試問を行い、その結果を報告することを規定している。

例えば、理工学研究科では、博士・修士論文審査と最終試験は大学院理工学研究科博士（前期・後期）課程における学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則に従って審査体制を組織し、各専攻での公聴会における審査を経て、理工学研究科教授会において可否を決定している。また、幅広い立場からの審査、あるいは特殊な分野での公平な審査を目的として、他大学の教員を論文審査委員とすることを可能としている。

連合農学研究科では、成績評価・修了基準等を定めた大学院連合農学研究科学位論文の審査等に関する細則に基づき、学位論文について5人の専門分野に関わる審査委員による公開審査会において審査するとともに、最終試験を実施している。この結果を踏まえて研究科委員会において最終審査の上、投票によって可否判定を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

正確な成績評価を担保するための措置は、各教員による試験答案等の一定期間の保存など、各研究科の特性に応じて実施している。

また、平成18年度より学生からの成績評価に対する申立ての制度を確立している。当該措置に関する所定の申合せ・手続き等の取り決めについては、『履修の手引』（履修案内）やシラバスを利用して学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 中国・四国地区の国公立大学が連携して実施する取組「大学間連携によるフィールド教育体系の構築」（申請大学：広島大学）が平成 16 年度文部科学省現代G Pに採択され、農学部学生は各大学の施設を利用して複数大学の教員により行われるフィールド演習を履修することができる。
- 環境教育指導者養成講座「瀬戸内の山～里～海～人がつながる環境教育」が平成 18 年度文部科学省現代G Pに採択され、大学がNPOなど地域と交流しながら進行する相互学びあい型カリキュラムにより、理論と実践（フィールド調査や受講生企画による公開講座の開催など）を組み合わせている。
- 学校現場において学習や行動に困難を示す児童生徒への対応のために、現職教員を主たる対象とし、軽度発達障害支援の専門家養成を目的とする 1 年制の修士課程である特別支援教育コーディネーター専修を開設した。「1 年制大学院が地域の特別支援教育を変える」は平成 18 年度文部科学省教員養成G Pに採択されている。
- セミナールや合宿研修等により学生の統率力や指導力、コミュニケーション能力を養う取組である「新時代の学生リーダー養成プログラム」が、平成 19 年度文部科学省学生支援G Pに採択されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学は、学校教育法に謳われた大学の目的を踏まえ、愛媛大学憲章において、「自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出する」ことを最大の使命とすると明記し、教育に関する基本目標としている。

この教育目標に沿って学部や研究科において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を明確にして、印刷物（学部概要、履修案内等）、大学ウェブサイトで公表するとともに、オープンキャンパスや各種ガイダンス等の機会に受験生や在学生に対して説明している。

スーパーサイエンス特別コースでは、養成しようとする人材像を地球、環境、生命などの科学分野において、世界第一線で活躍できる人材としている。

共通教育に関しては、教育・学生支援機構の教育学生支援会議及び共通教育センター会議が、専門教育に関しては各学部の教育コーディネーター会議、教務委員会、FD委員会等が中心となって、教育の成果を検証している。リメディアル授業「初級微積分」は検証の結果に基づいて開設された。

また、学習・教育目標に沿った教育の成果を検証するために卒業予定者全員を対象としてアンケートを実施している。

医学部では平成 17 年度に長期的視野に立って医学教育の改革を推進し、医学教育全般にわたる検証・評価を行うことを目的として総合医学教育センターを設置している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度における学士課程の卒業率（標準年限で卒業した者の割合）は 83.6%、修士課程修了率は 85.7%、博士課程修了率は 64.6%となっている。

学士課程の単位修得率は 93.9%で、成績評価の分布状況（秀・優・良・可の割合）は共通教育では 19.5%、36.0%、25.9%、13.1%、専門教育では 7.0%、44.4%、28.4%、11.5%となっている。

また、教育成果をより客観的に評価する指標として、平成 18 年度の医師、看護師、保健師の国家試験合格率は、それぞれ 90%、100%、100%である。

卒業（学位）論文は、指導教員の指導によって得た成果を発表会で報告し、審査している。

大学院課程では、研究成果を国内外の学会等で発表することを奨励し、優秀論文賞、奨励賞などを受賞した場合は『愛媛大学学報』に掲載して全学に周知している（平成 17 年度：24 件）。医学系研究科では平成 17 年度から博士課程修了予定者を対象に、研究科内の選考委員会で書類審査、ヒアリングを行い、研究内容が優れていると認められた者に医学系研究科研究奨励賞と研究助成金 100 万円を授与している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学的に平成 9 年度から共通教育について授業改善のための学生によるアンケートを実施している。

平成 18 年度前学期のアンケート（共通教育科目開講科目数 429；調査実施科目数 414；調査対象学生数 21,455；調査延べ回答数 16,361；回答率 76.3%）の結果を見ると、愛媛大学で学んでどの程度知識や実力が身に付いたかという設問において、おおむね 70% の学生からの肯定的評価が得られた。

また、平成 15 年度から教育成果を検証する目的で、在学中に身に付けた学力や資質・能力に関する卒業予定者によるアンケートを全学的に実施している（平成 17 年度卒業予定者数 1,833；回答者 974；回答率 53.1%）。平成 16 年度アンケートでは、これまでの大学生活を振り返って、専門教育ではすべての授業形態において、おおむね 70% 以上の学生が身に付けた専門知識や能力について肯定的に回答している。その中では、教育成果として「情報収集力」「人脈開拓力」が高い評価を得たが、「プレゼンテーション能力」「外国語会話能力」の 2 項目は評価が低かった。

各学部・研究科では、教務委員会や F D 委員会が主体となり、講義や実習のレベルアップを目的として、学生による授業評価アンケートを実施するとともに、学生からのアンケートや意見を基に教育の成果や効果について検証するため、学生モニター会議（理学部）、学生を構成員に加えた教育連絡協議会（医学部）等が実施されている。教育連絡協議会では具体的な意見を学生側、教員側から発言し、例えば講義と国家試験の関連付けや不得意科目の学生からの情報に対し、自己学習できるシステムの導入を検討するなどして、教育の成果や効果が上がるように対処している。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度卒業生の卒業後の進路状況は、学部卒業生 1,848 人中 1,303 人（70.5%）が就職を希望し、1,212 人が就職しており、就職率は 93% であった。

主な就職業種は、製造業 294 人、医療業 167 人、教育業 128 人、金融・保険業 129 人、卸・小売業 111 人、サービス業 75 人、建設・不動産業 76 人、国家公務員・地方公務員 66 人となっている。

地区別の就職先内訳では、愛媛県内 40%、その他四国地区 7%、中国地区 14%、関東地区 16%、近畿地区 15% となっている。

就職を希望しない卒業生 545 人のうち、449 人（82.4%）は修士課程や博士課程へ進学し、残り 96 人は主に公務員や教員等の国家試験再受験希望者、留学希望者、法文学部の夜間主コースに社会人として在学していた学生等となっている。

大学院研究科は、459 人の修士課程修了者に対して、主な就職業種は製造業 178 人、医療業 49 人、教育業 58 人、サービス業 23 人、国家公務員・地方公務員 8 人であり、進学者 37 人を除いた修了者の就職率は 90% である。大学院修士課程修了生のほとんどは、高度専門職業人又は研究者として産業界、官公庁など

に就職している。

博士課程への進学率は高くはないが、博士の学位を取得し、企業等に研究者として就職するなどしている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部において、意見交換会やアンケートによって卒業（修了）生や就職先等の意見を聴取している。

例えば、法文学部では卒業生による講演会、地元企業との意見交換会を、教育学部では学外関係者を委員とした外部評価を、医学部では関連病院との協議会、卒業生・就職先へのアンケートを実施している。

工学部においても卒業生へのアンケート調査や、愛媛大学工業会（愛媛大学工学部同窓会）、J A B E E プログラム関連会議等において卒業（修了）生等の関係者からの意見聴取を行っている。

農学部では、就職先企業アンケートを実施し、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取し、教育の成果や効果の検証を行っている。

アンケート調査から一般教養、専門知識、プレゼンテーション能力といった企業で働く上で必要な事項について、おおむね良好な結果を得ている。

さらに、就職先等の関係者から常時意見聴取を行えるよう、就職支援・キャリア支援のウェブサイトには愛媛大学への要望・質問等の問合せ窓口を開設している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

オリエンテーション、ガイダンスの充実に力を入れ、新入生、2年次・3年次への進級年度始め及び専門教育へのコース分け時にガイダンスを実施している。

特に新入生に対しては、4月の第1週を「新入生歓迎週間」と位置付け、教育・学生支援機構と学部が共通教育（教養教育）、専門教育に分けてオリエンテーション、ガイダンス、履修相談を行っている。

共通教育ガイダンスでは、『共通教育履修案内』や『大学生生活サバイバルガイド』等を用いて、履修登録から成績配付までの流れなどを中心に学生生活全般の概要や手続きに関する説明・指導を行っている。

また、学部・研究科ごとのガイダンスも、教育目標に基づいて4年間の学習の流れを提示しながら行っている。工学部では、新入生用に独自資料『はじめの一步』を作成し、効果的な指導に役立てている。

専門・専攻決定のためのガイダンスは、専門・専攻・コースやゼミの紹介などを中心に行い、学生が自分の適性を知った上で進路を決定できるように配慮している。加えて、教育・学生支援機構はピア・サポートデスク、履修ステーションを設けて、学生ボランティアと連携し学生の視点から情報提供・指導を行っている。平成17年度は新入生の約半数が履修ステーションを訪れ、アンケート調査によれば「質問がしやすい」「疑問点の解決に役立った」と好評であった。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の学習相談の受け付けや助言を、授業科目担当教員、学生生活担当教員、卒業研究や課題研究の担当教員等が、また大学院課程では指導教員が行っている。

授業科目担当教員は、学習相談を受け付けるオフィスアワーを設けており、ガイダンス時の説明や対応可能な時間帯をシラバスに明示し、学生に対し積極的に活用するよう周知している。

平成18年度には、全専任教員が原則として毎週1回（休業期間を除く。）、学生の学業や学生生活全般にわたる相談に応じるためのオフィスアワーも設定し、データベースを作成して大学ウェブサイトで周知している。

学生がより利用しやすくなるよう、ウェブサイト上でシラバスと教育研究者要覧のリンクを設定したり、教員によっては電子メールでも相談を行えるようにしたりしている。

学生生活担当教員は、学生の入学直後に決定され、卒業まで学習相談を含めた学生生活全般について個

人的指導に当たっている。

適切な学習相談、助言が行えるよう、例えば、理学部では学生指導マニュアルを作成し、担任教員として必要な学生記録などの情報をファイルに綴じて学生との懇談会において活用している。工学部や農学部では学習相談や助言の実施状況を記録し、学生との懇談会において活用するなどしている。教育・学生支援機構では学生生活担当教員の手引『もっと!!学生を元気にするために』を作成し、学生生活担当教員が学習相談の受け付け、助言が行えるよう配慮している。

また、平成 17 年度よりスタディ・ヘルプ・デスクを設置しており、大学院学生が 2 人程度常駐し、相談員（スタディ・アドバイザー：登録者 9 人）として学習相談を行っている。利用件数は設置後 600 件程度あり、利用者からは身近でかつ先輩のアドバイスが受けられると好評である。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

相談窓口として、平成 9 年度から「WEB何でも相談窓口」を設置し、大学ウェブサイトで相談を受け付けることにより、問題解決を行いつつ学習支援に関する学生のニーズの把握に努めてきた。さらに、平成 13 年度には学生生活課に「何でも相談窓口」を設置し、学生が担当職員と顔を合わせて相談できる体制を整備して、学生のニーズを把握する方法を充実している。

平成 16 年度には、教育・学生支援機構の学生支援センターに専任教員を配置し、修学・就職支援を行うとともに、ニーズを把握するよう努めている。共通教育では授業評価アンケートにより学習に関する意見・要望を把握し、改善に役立てている。

工学部では教室等の学習環境に関するアンケートの実施、医学部では各学年代表・教務委員・学生生活委員・総合医学教育センター長・学務室の 5 者で話し合う教育連絡協議会を設置するなど、各学部がアンケートや懇談会その他の方法で学生のニーズの把握に努めている。

平成 19 年度には全学的な学生代表者会議を組織し、学生の要望等を大学運営に直接反映させる仕組みを構築することとなっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

26 ヶ国 197 人が在学する留学生（平成 19 年 5 月現在）に対しては国際交流センターが中心となり、日本語教育・日本事情の教育、国費外国人留学生の大学院入学前予備教育を行うとともに、チューターを配置して生活指導を含めた学習支援を行っている。

また、留学生の日本語学習をサポートするボランティア「J-support」（登録学生約 100 人）と連携することで留学生の学習支援を行っている。大学ウェブサイトに留学生関連の情報を集約した「Info-Fo」を開設し、日本語補講状況などの情報を提供している。

社会人大学院学生は修士課程 102 人、博士課程 78 人（平成 19 年 5 月現在）が在籍しており、大学院設置基準第 14 条特例を適用して学生の時間の都合を考慮し、対応している。

学生支援センターに障害者修学支援委員会を設置し、聴覚や運動機能など身体に障害がある学生を対象とした支援に取り組んでいる。

平成 18 年 11 月には、学長が聴覚障害学生（8 人）及び聴覚障害学生支援ボランティアとの懇談会を開催して実情を把握するとともに、12 月には障害のある学生を支援するため障害学生支援ボランティアと連携して「学生による学生支援シンポジウム」を開催し、支援の課題と方策について議論した（参加者：教職員、学生、学外者 100 人）。その議論から、さらなる施設・設備のバリアフリー化への配慮を行うため、キャンパス・バリアフリー推進室を設置した。また、障害学生支援ボランティアには約 100 人の学生が登録し、ノートテイクとして支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

在籍するすべての学生が利用できる自主学習のスペースとして、図書館、総合情報メディアセンター、英語教育センター等を設置している。

総合情報メディアセンターには 7 つの演習室があり、授業が行われていない時間帯は学生が自由に情報機器を使用することができることとなっている。通常の利用可能時間は 9 時～17 時であるが、夜間主学生も視野に入れて夜間開放（17 時～21 時）を実施している。

英語教育センターでは、TOEIC 形式でリスニングとリーディングのスピードトレーニングを行う語学自習システムを利用できる語学自習室を設けている。

平成 17 年度の監事監査において全学的な施設有効利用調査を行い、その報告を受けて各学部では自主的学習環境の改善に取り組み、常時利用できる自主的学習スペースの確保や授業時間外での講義室・演習室・資料室・パソコン室の開放などを行っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認の学生サークルは体育活動サークルが 71 団体、文化活動サークルが 50 団体ある。各サークルには顧問教員が置かれ、活動している。

活動拠点として、卓球・空手場（記念講堂）、弓道場、テニスコート、体育館、プール、山越地区に陸上競技場、サッカー・ラグビー場、野球場、小運動場、馬場、合宿研修施設、課外活動共用施設や大学会館等を設置している。

サークル活動に対する大学の支援として、学生生活課では課外活動物品の貸出や活動援助金の交付、サークルリーダー研修会の開催、クラブ活動賠償責任保険への加入指導などを行っている。

活動援助金は同窓会や後援会が中心となり、平成 18 年度は 100 万円の支援を行っている。平成 19 年度には、サークル活動を振興するために、校友会（同窓会組織）の支援による活動援助金（総額 500 万円）を付与する制度を制定し、学生団体の自己評価に基づいて、教育・学生支援機構長を委員長とする学生団体評価委員会が評価を行い、44 件を給付対象としている。

学生による学生のためのボランティア活動を通して「教えあい、学びあい、助けあう力」を高めることを目的としたスチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV）の活動は、平成 16 年度の文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）に「お接待」の心に学ぶキャンパス・ボランティア」とし

て採択されている。共通教育科目の「現代社会の諸問題（授業題目：リーダーシップとイベント企画）」はSCVの研修も兼ねており、非単位認定プログラムも含めた研修制度を活用することで、ボランティア学生がコミュニケーション能力及び問題解決能力を向上させることができるよう支援している。学生ボランティアの拠点「ピア@カフェ」を整備し、学生のミーティング場所として、また学生のための相談窓口として活用している。現在SCVとして、愛媛大学学生メンターズ、火曜ナイトサロン実行委員会、国際交流コーディネーター、ボランティアコーディネーター、キャリア・サポーター、障害学生支援ボランティア、メディア・サポーター出版部、同映像部、図書館サポーターの9グループが幅広い活動を展開している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活担当教員は、必要に応じて適切な窓口への橋渡しを行うなど、相談・助言を行う窓口と連携した体制を採っている。総合的な窓口として、学生生活課では平成9年度から「WEB何でも相談窓口」を開設しており、相談しにくい悩みを持つ学生への対応を行っている。また、平成13年度には学生生活課職員が対面で相談を受け付ける「学生何でも相談窓口」も設置し、相談内容に応じた回答や適切な専門相談窓口の紹介を行っている。

総合健康センターでは、心身ともに健康で快適な学生生活を送ることができるよう、医師2人、看護師2人を配置し、健康相談・診察等を行っている。また、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けることができる「こころの相談」も設けている（平成17年度来談学生数：669件）。各種ハラスメントへの対応のため、セクシュアル・ハラスメント等相談窓口（S・H・S）を設置し、人権問題相談員が相談を受け付ける体制を整備している。現在、人権問題相談員は各学部長から推薦のあった学部教員と大学本部職員14人、アシスタント2人、人権委員会によって選出された学外者2人で構成されており、大学ウェブサイトや相談窓口案内カードで周知を図っている。

就職支援として、就職課の専任職員3人、学生支援センター専任教員2人が相談を受け付けており、就職ガイダンス、就職セミナー、公務員セミナー等の開催、就職情報システム（EURIS）による情報提供を実施している。各学部でも就職指導室や就職資料室を置き、学生へ就職情報の提供を行っている。教育学部では、学生・就職委員会が主催して教員採用試験対策講座、企業・公務員就職対策講座を実施している。法文学部では平成16年度から就職支援の一環として就職支援バスを運行し、大阪での企業説明会に学生を参加させる取組を行っている。平成18年度からはこれを全学の取組に発展させ、校友会と連携して関東、関西での企業説明会へ就職支援バスを運行している（平成18年度参加者：235人）。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するため、学生支援センターと学部の学生生活委員会委員で対応を協議するとともに、相談窓口の設置とアンケート調査を実施し、ニーズ把握とともに問題の解決に努めている。平成19年度には、学生のニーズを直接聴取するために学生代表者会議を設置している。

学生支援センターは、学生支援の全学的なシステムをより充実させていくため、平成16年12月に教育・学生支援機構のセンターとして設置されている。具体的な取組として、新入生対象オリエンテーションの充実、カルト問題への対応、『大学生活サバイバルガイド』の作成などが挙げられる。学内の役立つ情報を

まとめた「i 愛マップ」の作成や、学生が自ら作り上げる『愛U（ラブユー）』の発刊も、学生のニーズを把握して行われている取組である。

また、不定期開催である学長と学生との座談会の後に、教育や施設・設備の充実などの改善案が報告書として提言され、それを受けて駐輪場の整備を行っている。

学生生活状況調査は、家庭環境、収入・支出、大学生活、課外活動、住居や食事、健康状態、アルバイト等の状況、就職等について質問したもので、おおむね5年ごとに実施しており、得られたデータは改善への取組の参考に資している。

さらに、各学部では後援会総会の開催に合わせて保護者と教員、学生生活担当教員との懇談会を実施し、保護者を含めたニーズの把握に努めている。また、卒業予定者アンケートでは、平成17年度から学生支援に関する問いを設けている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生の生活支援は、国際交流センターが中心となって対応している。また、留学生各個人に対してはチューターが対応している。留学当初の2週間に日本語学習を行うサバイバルコースでは、最低限の日本語能力・生活知識の習得とともに、人的ネットワークの形成などの総合的な適応支援を学生ボランティア「J-support」と連携して行っている。留学生向けにウェブサイト「Info-Fo」を開設し、奨学金、宿舎、ホームステイなどの情報を提供している。

留学生の多い学部はチューターによる対応に加えて、独自の取組も充実している。自由に集える場所として医学部では国際交流室を、農学部ではインターナショナル・ルームを設置している。また、農学部では留学生のパーティーを開催して交流の機会を設けている。

住居の面では国際交流会館があり、入居費は経済面に配慮した金額に設定され、留学生32人が生活している。医学部では県との協定により県営住宅の一部を留学生用に確保している。

障害のある学生への配慮としては、入学式・卒業式での手話、パソコンによる文字表示などの情報保証を行っている。

卒業生を支援するため、平成18年度から指導教員が電子メール等を活用した定期的な情報交換や近況報告を行う取組を開始し、平成22年度にはホームカミングデーの実施を予定している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

大学独自の学生に対する経済的支援として、平成17年度の授業料の引き上げ幅を抑えたことが挙げられる。国立大学法人化に伴って、当時授業料は標準額の10%を上限として大学の判断で設定できるようになったが、授業料の引き上げ幅を抑えることによって新入生・在学生の財政的負担に配慮した。

また、授業料免除では、平成18年度から半額免除者の比率を大きくすることで免除適格者のなるべく多くに機会が与えられるようにしている。加えて、授業料を納入した後で経済的な事由により修学を継続することが困難となった場合に当該期の授業料を免除する、独自の免除制度を平成17年度から導入している。平成17年度は3人、平成18年度は8人に適用した。

奨学金は日本学生支援機構の奨学金制度の活用が主であり、当該制度に関してガイダンスを開催し、周知している（参加者の平成 18 年度実績 1,160 人）。また校友会は、緊急に経済的救済が必要な学生に奨学金を貸与する制度を創設している。

学生寮は 2 ヶ所あり、使用料は学生の経済状況を配慮した金額（宿舍料月額 3,000 円及び 4,300 円）に設定しており、255 人の学生が入居している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- スタディ・ヘルプ・デスクを設置し、大学院学生を 2 人程度常駐させており、利用者はアドバイスを身近で受けられる。
- 教育・学生支援機構の学生支援センターに専任教員を配置し、就職ガイダンス、就職セミナー、公務員セミナー等の開催、就職情報システム（EURIS）による情報提供など修学・就職支援のきめ細かな対応を行うとともに、「WEB何でも相談窓口」「何でも相談窓口」などを通じてニーズを把握するよう努めている。
- 学生による学生のためのボランティア活動を通して「教えあい、学びあい、助けあう力」を高めることを目的として、スチューデント・キャンパス・ボランティア（SCV）を支援し、活動拠点「ピア@カフェ」を設置している。その活動は、学生ボランティアに約 100 人が登録してノートテイクカーとして支援を行う障害学生ボランティアなど多岐にわたり、平成 16 年度文部科学省特色 GP に採択されている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、城北地区が 152,997 m²、重信地区が 191,667 m²、樽味地区が 78,592 m²、その他が 66,916 m²であり、合計 490,172 m²となっている。また、各地区の校舎等の面積は、計 275,285 m²となっている。

教育研究施設として、学部・研究科の講義棟、共通教育棟等として講義室・演習室 254 室（面積 18,234 m²）、教員研究室 1,354 室（面積 37,336 m²）、学生実験室 1,596 室（面積 58,174 m²）を設置している。

講義室・実験室等は空調設備を整備し、プロジェクター等の視聴覚機器の充実を図ることで、良好な教育環境の確保に努めている。

運動場、体育館、テニスコート等の体育施設についても、授業及び課外活動を行う上で必要な施設を整備している。

また、附属施設として、附属病院、附属農場、附属演習林、附属小・中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、附属農業高等学校を設置し、教育研究の実習の場として活用している。

平成 16 年度、施設マネジメント実施体制を整備して、教育研究環境の改善を計画的に実施するため、「施設・環境整備基本方針（グランドデザイン）」を策定している。施設・設備のバリアフリー化への配慮としては、通路の段差解消はもとより、車椅子対応のスロープ、手すり、エレベータの設置を行っており、トイレの改修も車椅子対応に配慮している。さらに、平成 18 年度にキャンパス・バリアフリー推進室を設置している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

総合情報メディアセンター、中央図書館のある城北地区と、樽味地区及び重信地区などのサテライトキャンパスとをネットワークで結び、情報ネットワーク環境を構築している。ネットワーク運用に関しては、総合情報メディアセンターでエンタープライズ・リソース・プランニング（ERP）的手法を用い、ネットワークのリース契約及び運用管理を外部委託することにより、老朽化せず停止しないネットワークの構築に努めている。

平成 17 年度には、機器更新により総合情報メディアセンター、図書館及び学部演習室等に情報教育用パソコンを 847 台設置し、その後も増設している。

また、総合情報メディアセンターのパソコンを使用して、全学生必修の共通教育基礎科目「情報科学」を開設し、コンピュータ及びインターネットを利用する際に必要な基礎知識及び技能の習得を目的とした情報基礎教育を実施している。

情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報セキュリティを確保するための組織体制を構築し、情報資産の保護に努めている。

学生・教職員だけでなくキャンパスを訪れるすべての人がキャンパス内で快適にネットワークが利用できるように、平成 17 年度から商用無線 LAN を導入している。アクセスポイントを増やし、認証機能及び検疫機能を有する認証ネットワークを提供することで、自由かつ安全にネットワークを利用することができる。さらに、セキュリティゲートウェイにより学外からの利用も可能となっている。

語学学習のための施設として、コンピュータと LL 機能を組み合わせた学習サポートプログラム（CALL : Computer-Assisted Learning Laboratory）機能を備えた MALL（Multimedia-Assisted Language Laboratory）教室を設置し、CD-ROM、DVD、ビデオ、MD、インターネットなど、多彩な IT 関連機器を活用した授業を行っている。また、英語学習ソフトを使用して自主学習が可能な語学自習室も設置している。語学自習室の利用時間は、平日 9 時～20 時（4～10 月）、9 時～19 時（11～3 月）となっている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備の利用について、学内規則等で規定するとともに、大学ウェブサイト又は各施設のウェブサイトに掲載し（施設によってはウェブサイトから利用申請が可能）、構成員に周知を図っている。例えば総合情報メディアセンターのウェブサイトにおいては、利用案内やセンター利用規程等の諸規則を掲載している。

学生に対しては、新入生ガイダンスにおいて『学生生活の手引』を配付し、学生生活関係施設の利用及び利用上の注意点、使用手続きを周知している。

総合情報メディアセンターにおいては、個人情報の保護やセキュリティを確保するため、共通教育基礎科目「情報科学」の講義を通じて情報リテラシー教育を徹底するとともに、「利用のガイドライン」の遵守を義務付けている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館は、教育・研究支援を目的として、城北地区に中央図書館（座席数 675 席）、重信地区に医学部分館（座席数 145 席）、樽味地区に農学部分館（座席数 139 席）を整備している。図書館委員会、図書選定小委員会及び図書収集事務委員会等で審議・検討した図書収集方針に基づき、図書、学術雑誌、視聴覚資料等を選書、整備している。

中央図書館では人文・社会科学関係、教育学関係、理工学関係資料を、医学部分館では医学関係資料を、農学部分館では農学関係資料を中心として系統的に整備するとともに、授業関連図書として教員より推薦された図書や学習用図書、参考図書等の学生用図書を優先的に購入している。また、地域資料の収集にも

力を入れている。平成 18 年度末現在、医学部と農学部に分館を含めて蔵書約 123 万冊、雑誌約 2 万種類、電子ジャーナル約 8,600 タイトルを備えている。

中央図書館の開館日数は年間 330 日を超え、入館者数は年間 60 万人を超えている。蔵書・資料等については、その特性や分野ごとに整理・配置し、図書館ウェブサイトで施設及び蔵書・資料の配置と利用方法を掲載するなどして、蔵書・資料の利活用を図っている。

また、電子ジャーナル、学術情報データベース、デジタルコンテンツ化による学内情報発信等、インターネットを活用した電子図書館機能の拡充サービスを推進し、利用者に対してオンライン利用者用目録検索（OPAC）や電子ジャーナルポータルサイト、図書館ウェブサイト等の媒体を通じ、さまざまな情報を提供しているほか、図書館ウェブサイトから電子ジャーナルや各種インターネットデータベースの利用、学生希望図書の申込みを可能としている。

平成 18 年 2 月の図書館システム機器更新の際に、情報端末機器を増設し、情報ネットワークでオンライン利用者用目録検索が可能な端末を中央図書館に 76 台、医学部分館に 7 台、農学部分館に 10 台設置している。

平成 17 年 1 月には、図書館利用者へのサービスのため、中央図書館に図書自動貸出装置を設置している。また、情報リテラシー教育の支援として、共通教育授業科目「新入生セミナー」と連携し、図書館ガイダンスを実施し、効率的な図書館利用の方法等を指導している。開館時間は各館により多少異なるが、中央図書館において平日は 9 時～22 時、土日は 9 時 30 分～17 時である。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 中央図書館の年間開館日数が 330 日を超え、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の資料が系統的に整理され、利用者が年間 60 万人を超えている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学評価等情報収集分析室を改称して平成 16 年 4 月に再出発した経営情報分析室は、学内の各種データを収集・一括管理する体制を構築するとともに、データの分析を行うことにより教育研究活動の活性化、経営改善に向けての支援的役割を担っている。

平成 17 年 2 月には、教員個々の教育、研究、社会的貢献、管理・運営等の多面的な活動の情報を共有するために「愛媛大学教員活動実績データベース」を構築している。このデータベースは「教員の総合的業績評価」において、教員の諸活動に関する根拠資料として活用している（更新率：平成 17 年度 64.3%、平成 18 年度 68.7%）。

また、学内の組織情報を集約し、「愛媛大学統計情報」として大学ウェブサイトに掲載した。このデータベースは、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースの構築に対応できるようになっている。

教育学生支援部や各学部において、教育活動の実態を示す資料・データとして、授業評価アンケート、卒業予定者アンケート、学生に関する情報（入学状況、卒業状況、在学状況、退学・休学・除籍・留年者等）、学生の成績、課題研究論文、シラバスなどを、印刷物や電子データとして収集、蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 9 年度から学生の意見を聴取し、共通教育科目の授業改善のために学生による授業評価アンケートを実施している。毎年、学生の意見を授業改善へフィードバックするために集計、分析及び総括をして報告書にまとめており、平成 15 年度からは大学ウェブサイトに掲載している。

平成 17 年度から開始した授業コンサルティングサービスでは、第三者であるコンサルタントが授業開始前に教室に入って学生から直接意見を聞き、授業終了後に教員へ助言を行う取組を行っている（平成 18 年度実績：前学期 2 件、後学期 9 件）。

平成 15 年度から全学で卒業予定者アンケートを実施し、これまでの大学生活を振り返り、在学中の授業評価、満足度、学習環境についての意見を求め、今後の大学運営に反映させる取組を開始した。過去 2 年間の実績を踏まえて、平成 17 年度には質問項目の見直しを行っている。

毎学期、授業評価アンケートを実施して授業改善に役立てる取組として、例えば、理学部の学生モニター会議では、学生の代表者と教員が授業改善のために、授業方法、オフィスアワー、予習復習などの項目に

ついて率直な意見を出し合い、改善に資するようその内容を教員にフィードバックしている。医学部では学生を構成員に加えた教育連絡協議会を開催し、学生の生の声を聴取して改善や自己点検・評価に活用している。工学部では、アンケートの実施後、教員と学生の懇談会や教員間のピアレビューを実施している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者からの意見聴取の取組として、法文学部では卒業生・就職先等へのアンケート、高等学校関係者との懇談会を、教育学部では外部評価における学外関係者からの意見聴取を、理学部では保護者との教育懇談会や公開卒論発表会を実施している。医学部医学科では関連病院との協議会を、医学部看護学科では卒業生・病院関係者へのアンケートを、工学部では学部長の地域企業訪問を、農学部では就職先企業アンケートを実施している。また、国際交流センターでは、母国に帰国した留学生からの意見聴取を行い、これらの意見を自己点検・評価に活用している。

平成 18 年度に学外関係者から意見を収集する方法として、校友会との連携の下、就職支援懇談会の開催に加えて、ホームカミングデーの開催等を決定している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

全学の自己点検・評価の司令塔的役割を担う自己点検評価室を設置するとともに、部局等においても、FD委員会、自己点検評価委員会など自己点検・評価を実施できる体制を整備している。

平成 17 年度に自己点検評価室が中心となって、大学評価・学位授与機構の実施する機関別認証評価の基本的観点に沿った大学独自の点検項目を作成し、部局等でその現状分析と改善策の検討を行っている。その後、各部局の点検項目を自己点検評価室において評価・分析し、その結果を各部局へフィードバックするとともに、種々の全学的な提言を行うことで教育研究活動の改善に役立てることを目的として学内説明会を開催した。

自己点検・評価活動を通じて、学部・大学院の教育目的の明確化、学生からの学業成績に関する意見申立て制度、学生を含む学内構成員からの意見聴取システムの整備などの改善が実現している。

また、学部・学科等の教育改革を主導する教育コーディネーター約 55 人を全学に配置している。教育コーディネーターは、教育方針の立案、カリキュラムの編成、教育内容・教育方法の改善、教育効果の検証、教員の教授能力の向上などの活動に取り組んでいる。教育コーディネーター等の活動を支援することを目的として学長裁量経費による「愛媛大学教育改革促進事業」（愛媛大学GP：平成 19 年度予算 5,000 万円）を創設し、教育の高度化・活性化を推進している。教育コーディネーターに対しては、活動状況に応じて手当の加算をしている。

各学部では、将来計画委員会、教務委員会、カリキュラム委員会などによりカリキュラムの再構築が行われており、平成 18 年度から共通教育や教育学部で新カリキュラムを実施している。また、同年度から全学に配置した教育コーディネーターは、学部や学科の教育目標に合わせて入学時の初年次教育からキャリア教育を含む学士課程教育全般、就職・卒業までの教育を体系化し、個々の授業の内容と方法を改善して

いくために、学部学科の教育改革を主導している。

共通教育に関して、平成9年度から実施している学生による授業評価アンケートは、教育・学生支援機構で平成16年度にその見直しを行い、①共通教育全科目を対象とする、②学期半ばと学期末の2回実施する、③アンケートの集計結果を授業担当教員へ通知する、④結果に対する担当教員のコメントを求める、⑤アンケートの結果と教員のコメントを全構成員に公開するなどの改善を行い、アンケート結果を「新入生セミナー」「コース初歩学習科目」の開設などの教育改善に繋げている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「組織の活動の主要な部分は教員個々人の活動の集積であり、組織的取組の改善のためには、教員個々人の活動の自己点検評価とそれに基づく改善が不可欠である」(教員の総合的業績評価実施要綱)との認識の下、全専任教員を対象とした「教員の総合的業績評価」を、平成16年度に試行した上で、翌年度から実施している。

各教員は、年度始めに当該年度の教育活動、研究活動、社会的貢献、管理・運営の4領域に関する目標設定を行うとともに、前年度に設定した目標に対する成果・業績について自己評価し、評価結果を教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせている。さらに、自己評価の中から、教員の活動で際立った事例を広く紹介し他の教員の参考にしてもらうため、「教員の実績ハイライト」を作成し、学内ウェブサイトで公開している。

教育・学生支援機構が中心となって、FDスキルアップ講座、教育ワークショップの継続的な実施や『FD担当者必携マニュアル』、『FDハンドブック』などの作成を通じて、個々の教員の継続的な改善を促進している。また、教員の相互授業参観の取組として、工学部や教育学部では年2回の公開授業も行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学の取組としては、教育・学生支援機構の教育企画室が中心となり、新任教員研修、教育ワークショップなどファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）活動を企画、実施している。

実施に際しては、教育・学生支援機構が作成した『FD担当者必携マニュアル』や『FDハンドブック』などの冊子を活用している。

学生による授業評価アンケート等の分析を基に個々の教員がニーズに合わせて受講できるスキルアップ講座を開講し、教員のスキル向上に取り組んでいる。

また、例えば法文学部では、FD懇談会を学生にも開放して意見を求め、教育の質の向上に努めている。教育学部では前学期と後学期に集中的に授業公開を行い、その後のカンファレンスで授業の在り方について検討している。理学部では各学期2週間の「FDウィークス」を設け、その期間中に教員相互の授業参観やFD講演会等を実施している。工学部では授業実践に定評のある教員による公開授業を実施し、その授業に対する意見交換なども行っている。公開授業はDVDに収録して担当教員へ配付するとともに、資

料として保存し、活用できるようにしている。

さらに、教育・学生支援機構の教育企画室では、個々の授業改善の支援のために、希望者に対して授業コンサルティングサービスを行い、中間期の振り返り (Midterm Student Feedback)、授業のビデオ撮影サービス、シラバス作成の支援などを実施している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケート、教員と学生の懇談会、教員相互の授業参観などを実施するとともに、FDスキルアップ講座、教育ワークショップ、授業コンサルティング、ファカルティ・デベロッパー講座などの能力開発プログラムを実施している。

特に、FDスキルアップ講座は 15 種類の講座を開設してさまざまな角度から教育の質の向上や授業の改善に結び付くプログラムを整備し、個々の教員の弱点が補えるシステムとなっている。教育ワークショップでは参加者の 80%以上から参加してよかったとの回答を、またファカルティ・デベロッパー講座では参加者全員から学習目標をほぼ達成できたとの回答を得ている。

また、希望者への個別対応として、中間期の振り返り、授業のビデオ撮影などの授業コンサルティングサービスを提供し、既にサービスを利用した教員からは、「授業改善につながり、学生の授業取組が真面目になった」との意見を得ている。

こうした研修の成果は、学生による授業評価アンケート（共通教育全科目平均）における授業改善度・満足度に対する肯定的意見の割合に現れ、平成 14 年度に 60%台であったものが平成 17 年度には約 80%にまで上昇している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育・学生支援機構の教育企画室が実施主体となり、教員、教育支援者（事務職員や技術職員）、TAなどの教育補助者が大学の理念と目標を共有し、一体となって能力開発に取り組むことにより、教育の質の向上を目指す能力開発プログラム（「FD／SD／TAD三位一体型能力開発」）を全学的に実施している。この取組は、平成 18 年度文部科学省特色GPに採択されている。

このプログラムの特徴は、系統性のある能力開発プログラムであり、参加者の継続的な学びを促進するために、段階別、目的別の内容構成であること、研修の講師を学内で育成する持続的システムであること、学内外のネットワークを重視し、大学間FDネットワークによるプログラムの共同開発、講師の相互派遣などの連携を図ることである。今後もこの取組を推進し、SD（スタッフ・ディベロップメント）やTAD（ティーチング・アシスタント・ディベロップメント）のプログラムのさらなる充実を図るとともに、その成果（教育課程の改善等にどのように反映しているのか）の検証について検討することとしている。

FD活動の一環として、教育コーディネーター研修会において、「学士課程の体系化～ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定と一貫性構築」をテーマとして年間 5 回の教育コーディネーター研修会を実施している。この研修会で、学生が卒業する際の到達目標（ディプロマ・ポリシー）や、ディプロマ・ポリシーと各学部等の教育カリキュラムの整合性を検証するカリキュラム・チェックリストの作成を行っている。

SD活動については、事務系職員の能力開発・育成に関するWGにおいて職員人事・人材育成の基本方針を検討し、職員研修や評価制度を含めた「職員人事・人材育成ビジョン」を取りまとめた。その中で、人材育成型・能力活用型の人事マネジメントを推進するために、研修の充実、活用などが提案され、平成19年度から体系的な職員研修プログラムを整備し、実施している。

平成16年度から実施しているTA研修会は、TAに採用された者全員を対象として、心構えについて指導した後、担当する科目ごとに分かれてそれぞれの専門的な内容について指導を行っている。平成17年度からTAを指導する教員を対象とした研修も実施している。また、技術職員への研修は、学内だけでなく学外の研修会や講習会にも参加を促し、資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育の高度化・活性化を推進するために教育コーディネーターを配置し、その活動を支援するため学長裁量経費による「愛媛大学改革促進経費（愛媛大学GP）」を創設している。
- 教員の自己評価の中から部局で特色のある事例を集め、「教員の実績ハイライト」として公表している。
- FDに関するさまざまな研修等を実施して、学生による授業評価アンケート（共通教育全科目平均）における授業改善度・満足度に対する肯定的意見の割合を、平成14年度の60%台から平成17年度の約80%まで上昇させている。
- 教員、教育支援者（事務職員や技術職員）、TAなどの教育補助者が一体となって能力開発に取り組む教育の質の向上を目指す能力開発プログラム「FD／SD／TAD三位一体型能力開発」を全学的に実施している。この取組は平成18年度文部科学省特色GPに採択されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 63,896,666 千円、流動資産 11,915,967 千円であり、合計 75,812,633 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 26,081,754 千円、流動負債 9,771,403 千円であり、合計 35,853,157 千円である。

なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 18,400,978 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用32,575,459千円、経常収益34,046,186千円であり、経常利益1,470,727千円、当期総利益が1,704,911千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、毎年度、財務・施設計画役員会、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、学内公募型競争的資金として、先見性や独創性のある研究グループ及び個人を組織的に支援するとともに、若手研究者を育成することを目的とした「研究開発支援経費」や、教育コーディネーター等を中心とした教育改革の活動を財政面から支援し、教育の高度化・活性化を推進することを目的とした「教育改革促進事業（愛媛大学GP）経費」を設けているなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直下の監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を学長に報告している。

なお、業務監査や会計監査を行う内部監査とは別に、日常・定期的な会計監査を財務部が会計内部検査実施要項に基づき行っており、検査員が内部検査報告書を学長に報告している。

また、監査で指摘された事項は部局等にフィードバックされ、改善に役立てられている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

国立大学法人化を契機に愛媛大学憲章を制定し、大学の目的を明確化している。

学長、理事で構成する役員会を頂点に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。9人の学外委員を含む経営協議会はおおむね年4回開催し、学外者の意見を大学運営に採り入れる重要な機会となっている。各種委員会の設置は役割の明確化の観点から厳選し、役員会の下に理事・副学長が主宰する専門委員会、WG（教員組織に関するWGなど）を置くことにより、機動的な運営体制を維持し、意思決定の迅速化・効率化を図っている。

事務組織は教育研究の支援部門、企画部門を強化するとともに、事務局を大学本部と改めて理事直轄体制とし、学長中心の管理運営体制を整備している。

これにより大学本来の使命である教育理念を経営に反映すること及び教学と経営の統一を図っている。

職員については、以前から継続して業務改善・合理化、人員配置の見直しなどを行っており、平成16年度には係・専門職員に細分化された業務を見直し、チーム制を導入して組織の機能性を高めた。現在、事務系372人、技術技能系84人、医療系500人、その他8人、合計964人の職員を配置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップを支える組織として、学内の重要課題について調査、研究、施策の検討を行う経営政策室、大学の各種データを収集・分析する経営情報分析室、全学自己点検・評価の司令塔的役割を担う自己点検評価室等を設置している。

国立大学法人化に際して、全学委員会の抜本的な見直しを行い、多くの委員会を廃止した上で、それらの委員会の審議事項を役員会、教育研究評議会、人事委員会等の審議事項に移して、意思決定の迅速化を図っている。

財務計画と執行については、役員会メンバーに病院長及び図書館長を加えた財務・施設計画役員会を定

期的に開催し、学長裁量経費及び教育研究重点経費の配分方法など具体的な方針・方策を策定している。また、役員会の下に理事・副学長が主宰する時限の専門委員会、WGを設置し、迅速で機動的な運営に努めている。

意思決定のプロセスを主要会議議事要旨として学内ウェブサイトに掲載することで構成員への情報提供・共通理解を図っている。

各学部においても学部長を補佐する職（副学部長、学部長補佐）を置いて、学部長補佐室会議等を開催するなど、運営・連絡体制の強化を図っている。

学長のリーダーシップを支える組織として設置した経営政策室、経営情報分析室、自己点検評価室等の役割分担の明確化を図ることにより、一層の機能強化が期待される。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズの把握のために、おおむね5年に1度、学生生活状況調査を実施し、継続的に状況を把握している。「WEB何でも相談窓口」、「学生何でも相談窓口」、学生と学長との座談会などにおいても、学生の意見を聴取している。

大学の構成員（学生を含む。）からの意見を直接大学運営に反映するため、学長への意見箱「くるま座e-ねっと」を学内ウェブサイト開設（開設後1年間の意見件数：学生27件、教職員81件）、学長が関連する部署に直接指示を行っている。平成19年度には学生の意見・要望を大学の運営に反映させるために学生代表者会議を設置し、6月に第1回会議を開催した。

また、学外専門家を相談役、参与、顧問等として招聘するアカデミックアドバイザー制度を全学的に導入している。平成17年度は4人の経営政策室参与のうち、民間企業役員を社会連携担当理事、会計監査専門家を非常勤監事として登用し、役員会等で社会連携、財務会計について助言を得て、経営方針に活用している。例えば、大学が地域とともに何かをすることでさらに連携が深まるのではないかとという参与からの意見により、県下3市と協定を提携してサテライトオフィスを設置、月1回程度の講演会・技術相談を実施している。

外部の意見を大学運営に反映させる重要な位置付けである経営協議会では、学外委員から得た意見を、法文学部における新教育コースの設置、職員の新人事評価制度に反映させている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規則、監事監査実施基準に基づき、監事監査計画を策定し、監事を補佐する監査室との協働により、前年度の指摘事項の改善状況も含めた監事監査を実施している。

また、オブザーバーとして役員会、経営協議会、教育研究評議会、自己点検評価室等の重要会議に出席し、必要な場合には発言を行うとともに、重要な決済書類を閲覧している。

監事からの指摘を受けて、プロジェクトチームにおいて、事務業務の効率化・合理化について大学本部の業務を中心に集中的に調査・検討し、IT化の推進、学内規程の見直しなど抜本的改革を要する事項等の本格的検討を行い、平成19年度に業務支援室を設置するなどの改善を図っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学独自の能力開発プログラム「FD/SD/TAD三位一体型能力開発」を全学的に推進している。その一環として、平成18年度から職員の専門性の向上のために、より実践的な内容のSD研修を実施している。SDスキルアップ講座として、大学運営の企画立案等に積極的に参加できる資質の向上を図ることを目的に、約2ヶ月間のプレゼンテーション研修と約4ヶ月間のリーダーシップ研修を実施している。

また、年度における研修計画を策定・実施するとともに、国立大学協会、国立大学財務・経営センター、人事院等が実施する各種国立大学法人化関連の研修、セミナー等に職員を参加させ、職員の意識の向上とスキルアップを図っている。医療関係職員についても、独自の研修により医療人としての質の向上とともに、医療事故等の防止に努めている。

平成18年度は環境マネジメント、ハラスメント等の人権研修の内容を充実させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

平成17年3月に制定した愛媛大学憲章において、大学運営に関しては、「大学機能の高度化へ向けた改革を担保するためには、学長を中心とする管理運営組織が、適切にして強力なリーダーシップを発揮する必要がある」「外部の声を反映させながら、常に未来を見つめて自己革新を断行し、機動的で戦略的な大学経営を行う」との方針を明確にしている。また、中期目標・中期計画の中で管理運営に関する方針を定め、具体的な年度計画を策定・実施している。

これらの方針に基づき、学内の諸規程を整備するとともに、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長特別補佐の選考、責務、権限を定め、愛媛大学規則集として大学ウェブサイトに掲載し、学内外に公表している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積し、大学ウェブサイト（学長室、法人の情報、愛媛大学統計情報など）に掲載している。さらに、主要会議議事要旨など学内の各種情報、データについては、事務連絡掲示板などの学内ウェブサイトに掲載し、構成員が必要に応じて閲覧できる状態にあるだけでなく、電子メールにより各種情報を提供している。

平成17年2月には、教員の教育、研究、社会的貢献、管理・運営等の多面的な活動を共有するために「愛媛大学教員活動実績データベース」を構築し、各教員が随時その内容を更新している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、

大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成 16 年 4 月に設置した自己点検評価室が中心となって、自己点検・評価の実施、第三者評価への対応、教員の総合的業績評価の導入など、全学的な点検・評価活動を実施している。部局等においても、自己点検・評価を実施できる体制を整備し、恒常的に点検・評価活動を行っている。

平成 17 年度から全教員を対象として本格的に実施している「教員の総合的業績評価」は、年度当初に教員個々人が行う自己評価と、過去 3 年間の自己評価を基に教員の所属する部局等の長が実施する部局個人評価からなっている。

国立大学法人化に伴い、担当理事等が中心となって大学の中期目標・中期計画の達成状況をその年度の実績として全学的に検証している。

年度計画の実施については、担当部局等で実施計画の策定、中間評価の実施、実績報告書の提出など、一連のプロセスの中で点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

これまで実施してきた自己点検・評価活動の評価結果は報告書として公開するとともに、国立大学法人化に伴い、各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果についても大学ウェブサイトで公開している。また、平成 18 年 3 月、自己点検評価室のウェブサイトを開設し、平成 12 年度から受審した大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価など評価に関する情報を学内外に発信するとともに、構成員の評価に対する共通認識を高めている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

国立大学法人化に伴い、平成 16 年 4 月、18 人の委員のうち 9 人が学外委員である経営協議会を設置し、委員からの意見・提言を法文学部新教育コースの設置や職員の新人事評価制度に反映させるなど、大学運営の改善に役立てている。

中期目標・中期計画の達成度については、各事業年度における業務の実績に関する評価書を経営協議会、役員会で審議の上、国立大学法人評価委員会に提出している。

国立大学法人評価委員会からの評価結果についても経営協議会、役員会で検討・審議し、大学運営の改善に取り組んでいる。経営政策室会議においては、アカデミックアドバイザー規程に基づき参画した 4 人の学外有識者が、国立大学法人評価委員会からの評価結果に関して助言・提言を行っている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 17 年度、自己点検評価室において、大学評価・学位授与機構の基本的観点に沿った点検項目を作成し、部局で現状分析と改善策の検討を行っている。

自己点検評価室では各部局の現状を評価・分析し、その結果をフィードバックするために説明会を開催

して、全学的に改善が必要な事項について提言を行った。各部局では当該提言を踏まえて、学生からの学業成績に関する意見申立て制度を確立するなど改善を図っている。

年度計画に係る業務実績に関する国立大学法人評価委員会からの具体的な指摘事項については、学内で評価結果の共有化を図り、学長のリーダーシップの下、担当理事等を中心とした全学体制で具体的な改善策の検討を行い、役員会、経営協議会等で審議し、大学運営に学生の声を反映させる取組、広報体制の充実、外部資金獲得への取組などの改善を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 経営政策室、経営情報分析室、自己点検評価室等を設置して、運営機能の強化を図っているが、役割分担の明確化などにより一層の推進が期待される。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 愛媛大学

（２）所在地 愛媛県松山市道後樋又10番13号

（３）学部等の構成

学部：法文学部，教育学部，理学部，医学部，
工学部，農学部

研究科：法文学研究科，教育学研究科，医学系
研究科，理工学研究科，農学研究科，
連合農学研究科，香川大学・愛媛大学
連合法務研究科

関連施設：教育・学生支援機構（共通教育セン
ター，英語教育センター，アドミッシ
ョンセンター，学生支援センター），
社会連携推進機構（知的財産本部，産
業科学技術支援センター，地域創成研
究センター，防災情報研究センター），
先端研究推進支援機構（沿岸環境科学
研究センター，地球深部ダイナミクス
研究センター，無細胞生命科学工学研
究センター，総合科学研究支援センタ
ー，ベンチャー・ビジネス・ラボラト
リー），図書館，総合情報メディアセ
ンター，実験実習教育センター，国際
交流センター，総合健康センター，附
属病院，附属農場，附属演習林，附属
小・中学校，附属特別支援学校，附属
幼稚園，附属農業高等学校

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日）

学生数：学部8,528人，大学院1,338人

教員数：844人（本務者）

2 特徴

本学は，昭和24年に新制国立大学として，松山高等学
校，愛媛師範学校，愛媛青年師範学校，新居浜工業専門
学校を母体として文理学部，教育学部，工学部の3学部
で発足した。昭和29年には松山農科大学を母体とする農
学部，昭和48年には新設の医学部が加わり，現在では6
学部7研究科からなる学生約1万人を擁する総合大学と
なった。これまでに本学を巣立った学部卒業生は64,218
人，大学院修了生は8,476人に達している。

本学は，平成17年3月に「愛媛大学の理念と目標及び
愛媛大学憲章」を制定し，優れた教育と高度の学術研究
を推進するとともに地域をはじめ社会に貢献することを
基本使命とし，特に「自ら学び，考え，実践する能力と
次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出す

ること，とりわけ地域に立脚する大学として，地域に役
立つ人材，地域の発展を牽引する人材の養成がこれから
の主要な責務」とであると宣言した。国立大学法人化を飛
躍のチャンスととらえ，積極的に大学改革に取り組んで
いる。

本学の特徴としては，次の点が挙げられる。

① 学生中心の大学作り

本学は「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」の
中で「学生中心の大学作り」を謳っている。本学は学生
の自主的な活動を支援しており，その中核となる全学組
織として教育や学生支援に関する業務を統括し，それら
の有機的連携を図るために4センターで構成する教育・
学生支援機構を設置している。そのうち，学生支援セン
ターでは修学支援，学生相談などの学生支援を一元的に
推進している。また，学生による学生のためのボランテ
ィア活動を通して「教えあい，学びあい，助けあう力」
を高めることを目的としたスチューデント・キャンパ
ス・ボランティア（SCV）の活動は，平成16年度「特色
ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

② 地域にあって輝く大学

本学は「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」の
中で「地域にあって輝く大学」を謳っている。平成17年
4月に愛媛県との連携を強化し地域のより一層の飛躍・
発展に資するため，愛媛県と協定を締結した。また，平
成18年2月には地域の産業・環境などの分野で相互に協
力し活力ある地域の発展と人材の育成を目的として，愛
媛県下3市（今治市，四国中央市，宇和島市）との協定
を締結し，各市にサテライトオフィスを置いて地域の要
望を適切に把握するよう努めている。

③ 先端的な研究センターの設置

本学は「沿岸環境科学研究センター」，「地球深部ダ
イナミクス研究センター」，「無細胞生命科学工学研究
センター」の先端的な3研究センターを設置し，国際的
な研究拠点形成を目指している。沿岸環境科学研究セン
ターを中心とした沿岸環境科学研究拠点が平成14年度に
21世紀COEプログラムに，化学物質の環境科学教育研
究拠点が平成19年度にグローバルCOEに採択されてい
る。

④ スーパーサイエンス特別コースの設置

スーパーサイエンス特別コースは，従来の学部の枠を
越えて学士課程から大学院博士課程までの一貫教育シス
テムを採用した特別コースである。本コースでは，本学
の先端的な3研究センターに関連する研究分野で国際的
に活躍できる優れた研究人材の養成を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

愛媛大学は、昭和24年に新制国立大学として組織され、平成16年4月1日、国立大学法人愛媛大学として再出発した。本学の理念は以下のとおりである（「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」における「理念」の要約）。

＜愛媛大学の理念＞

（１）100年の伝統に学ぶ

愛媛大学は、その前身校から「自治と自立」の精神を受け継ぎ、歴史の試練を乗り越えてきた。第二次世界大戦後、平和国家の建設を目指す気運のなかで、「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開すること」（学校教育法）を実現すべく、新制の国立愛媛大学として発足した。本学に集った先人たちは、大学の自治を守り、深く地域に立脚し、平和で民主的な繁栄する社会を建設するために力を尽くしてきた。本学は、国立大学法人に改組されたことを機に、人類の未来を切り拓き地域に貢献する人材を育成するという光輝ある伝統を再確認しつつ、新しい理念と目標のもとに特色ある教育研究活動を展開することを決意するものである。

（２）知の共同体を築く

現代社会では、自立した社会人への成長を担保する地域社会の機能が低下し、それに伴い、多くの期待が社会制度としての学校教育に寄せられるようになっていく。選別主義的な学力競争は若者たちの孤立化をもたらし、社会的・人間的な成熟は遅れ、大学教育の現場にもその影響が強く及んでいる。大学は、いたずらにアカデミックな専門性に閉塞することなく、地域共同体がかつて兼ね備えていた協働と人間育成の機能を強く意識し、教育と知の創造に取り組まなければならない。

愛媛大学は、構成員である学生、教職員それぞれが互いに研鑽しあい、生き甲斐をもって働き学ぶことができるよう、世代の壁を超えた知の共同体を構築する。研究者の活力は若い世代への刺激となり、若い世代の新鮮な発想と問題意識は新たな教育研究を突き動かす原動力となる。若い知性は、先学の知識を深く学び取るとともに、その限界を批判し、やがて従来の到達点を乗り越えていく。

愛媛大学は、大学の自治の原理にのっとり、構成員の人的な関係の発展と知的な交流が学内のあらゆる場において多面的に実現するよう努め、「知の共同体」を確立し、活力ある知性を育成することによって「学生中心の大学」を作り上げていく。

（３）「地域にあって輝く大学」を創る

愛媛大学が拠点とする伊予の地は、緑濃い山々と波静かな瀬戸内海に囲まれた温暖な地域であり、四国遍路や子規の俳句に象徴されるような、心根のやさしさと豊かな情緒を長い歴史の中で育んできた。しかし、地域の伝統的な生活様式や文化を守ることによって安定的な暮らしを享受することができたかつての時代とは異なり、時空間距離が短縮し、情報交換や人的・物的交流が頻繁に行われる現代においては、全国的な生活様式の均一化が進み、地域の人々の意識も急速に変貌しつつある。環境問題、教育、福祉、少子・高齢化、発展途上国との競争激化や大都市圏集中による地方経済の衰退など、現実には地域の抱える諸問題の解決は容易ではない。

愛媛大学は、国立大学法人としての自主性・自律性を最大限に生かして、「地域にあって輝く大学」の実現に向け大胆に改革と活動を推進する。

本学は、設立当初から地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担ってきた。地域との連携についてこれまで以上に強く意識し、地域に拠点を置く総合大学として、地域の諸課題の解決に向けて力を尽くし、地域の福祉

と繁栄の為に貢献し、そのことを通して「地域にあって輝く大学」を実現するものである。

＜愛媛大学の基本目標＞

国立大学法人愛媛大学は、上記の理念を実現するための基本目標を「愛媛大学憲章」として定め、全構成員の指針としている。その主な内容は以下のとおりである。

愛媛大学は、平成 16 年 4 月 1 日に国立大学法人愛媛大学となり、国の組織から独立した経営体として再出発することになった。愛媛大学は、学校教育法に謳われた大学の目的を踏まえ、自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出することを最大の使命とする。とりわけ、地域に立脚する大学として、地域に役立つ人材、地域の発展を牽引する人材の養成がこれからの主要な責務であると自覚する。

(教育)

- 1 愛媛大学は、学生が豊かな創造性、人間性、社会性を培うとともに、自立した個人として生きていくのに必要な知の運用能力、国際的コミュニケーション能力、論理的判断能力を高める教育を実践する。
- 2 愛媛大学は、地域・環境・生命に関連する教育に力を注ぎ、地域の現場から課題を発見し解決策を見いだす能力を育成する。
- 3 大学院においては、人間・社会・自然への深い洞察に基づく総合的判断力と専門分野の高度な学識と技能が身につく教育を実施する。
- 4 愛媛大学は、学生が入学から卒業・修了まで安心して充実した大学生活を送ることができる学生支援体制を築く。

(研究)

- 5 愛媛大学は、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の創造と知の統合に向けた学術研究を実践する。
- 6 愛媛大学は、地域にある総合大学として、もてる知的・人的資源を生かし、地域・環境・生命を主題とする学術研究を重点的に推進する。
- 7 愛媛大学は、先見性や独創性のある研究グループを組織的に支援し、世界レベルの研究拠点形成を目指す。

(社会貢献)

- 8 愛媛大学は、学術研究成果の還元と優れた人材の輩出を通して、社会の持続可能な発展、人類と自然環境の調和、世界平和に貢献する。
- 9 愛媛大学は、産業、文化、医療等の幅広い分野において最高水準の知識と技術を地域に提供するとともに、地域の諸課題の解決に向けて人々とともに考え、行動し、地域社会の自律的発展に貢献する。

(大学運営)

- 10 愛媛大学は、相互に協調し啓発しあう人間関係を基調とした知の共同体を構築し、構成員の自発的・主体的活動を尊重する。
- 11 愛媛大学は、大学の特性と現状の批判的分析の上に立って明確な目標・計画を定め、機動的で戦略的な大学経営を行う。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、新制国立大学として昭和24年5月に発足、昭和29年4月に愛媛大学学則、昭和42年6月に愛媛大学大学院学則を制定し、学校教育法に規定された目的に沿って大学としての目的を定めた。法人化に伴って約1年間全学的議論を重ね、平成17年3月にこれから向かうべき方向を示す指針として「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」を制定し、「学生中心の大学作り」、「地域にあって輝く大学」を目指すことを明確にした。さらに平成18年度には大学院設置基準の改正に伴い、学校教育法、学則、大学院学則、愛媛大学憲章を踏まえて、各学部、研究科における目的の見直しを行った。

目的の周知については、愛媛大学学報、愛媛大学概要、ウェブサイト、学生生活の手引、学生・保護者・一般向け広報誌 Line への掲載や学長メッセージなどを活用して積極的に公表するとともに、教職員、学生に周知した。また、新任教職員研修において学長自ら説明を行うとともに、新入生オリエンテーションで全新生に配付する「学生生活の手引」により説明を行い、愛媛大学憲章の周知に努めている。学部等においても、その教育理念・目的を受験生向けパンフレット、学部概要（案内）、ウェブサイトなどに掲載し、教職員、学生に周知している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、法文学部、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部の6学部16学科5課程、法文学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、連合農学研究科、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（専門職学位課程）の7研究科23専攻で構成される総合大学である。教育研究の目的を達成するため、全学的センター等の統括組織として①教育・学生支援機構、②社会連携推進機構、③先端研究推進支援機構などを設置している。

共通教育（教養教育）は、教育・学生支援機構の下、共通教育センターを中心に全学出動態勢によって実施している。また、学部・学科等の教育改革を主導する「教育コーディネーター」を全学に配置している。教育コーディネーターは教育方針の立案、カリキュラムの編成、教育内容・教育方法の改善、教育効果の検証、教員の教授能力の向上などの活動に取り組んでいる。教育コーディネーター等の活動を支援することを目的として学長裁量経費による「愛媛大学教育改革促進事業」（愛媛大学G P）を創設し、教育の高度化・活性化を推進している。

教育活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会や教授会が置かれ、適切に活動している。また、学部等には教育課程や教育方法等を検討する教育コーディネーター会議等を置き、実質的な検討が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

学則、大学院学則に教員組織に関する規程を定めており、必要な教員の確保を定員管理によって行い、その範囲で適切かつ必要な教員を配置している。

教員の採用基準として、国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程を制定し、教員選考の基本方針や選考基準を明確にしている。本規程に基づき、学部ごとに当該学部の実状及び専門分野の特性に応じた具体的な選考基準及び選考手続き・方法を定めた実施細則を制定している。教員の採用基準を原則公募と定め、積極的に外部からの人材の確保に努めるとともに、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程を改正し、平成19年度から採用する助教には、原則として全員に任期制を導入している。また、国立大学法人愛媛大学人事委員会を設置し、全学教員の人員管理及び人員配置、部局等における教員選考及び教員配置の点検評価など、教員

人事の適正化と点検評価に努めている。

教員の諸活動の活性化と高度化に役立てるため、平成 17 年度から教員の総合的業績評価を導入している。毎年行われる教員の自己評価の中から部局で特色のある事例を集め、教員の実績ハイライトとして公表することで他の教員の参考に供している。平成 19 年度には過去 3 年間の自己評価を基に、部局ごとに設定した評価基準に沿って部局個人評価を本格実施する。

基準 4 学生の受入

平成 16 年度に愛媛大学憲章に沿って求める学生像を踏まえ、各部局のアドミッション・ポリシーを明確に定めた。アドミッション・ポリシーはウェブサイトや学部案内等への掲載に加え、オープンキャンパスなどの機会を有効に活用して、公表、周知を図っている。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って多様な方法で実施し、総合的な学力及び各専門分野の理解力、論理的思考力、推理力、記述力等の優れた人材、また意欲ある人材を選抜している。

留学生、社会人、編入学生の受入については、各部局のアドミッション・ポリシーに沿って特別選抜試験を実施し広く受け入れる体制を整えている。

入学者選抜を適切に実施するために、実施大綱を作成し、役割や責任の明確化を図っている。入学試験問題の出題ミスを防ぐために「作問点検委員会」を設置し、入学試験問題の適正について調査・点検するなど、確認体制を強化している。また、実施要領及び監督要領を作成し、事前に監督者や業務担当者を対象に説明会を開催して業務の周知を図り、実施後に問題点の有無を聴取している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入状況の検証について、平成 19 年度にはアドミッションセンターを設置し、入学者選抜の円滑な実施を図るとともに、各学部と連携・協力してアドミッション・ポリシーに則した適切な入学者選抜システムの開発等を行っている。

定員に対する実入学者数は、平成 19 年度入試及び過去 5 年間とも適切に保たれている。

基準 5 教育内容及び方法

<学士課程>

愛媛大学憲章に謳われている「自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出する」ことを最大の使命とした教育の実践に努めている。そのための教育課程は、全学部共通の共通教育（教養教育）と各学部の教育目的を基にした独自の専門教育を実施し、互いに補完しあって、基礎から応用、入門から展開、教養から専門へとさまざまな段階と分野の科目を体系的に配置することで、学生の社会力の養成と専門力の育成を考慮したカリキュラム編成となっている。

学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応し、他学部や他大学との単位互換、インターンシップを含むキャリア教育、編入学者への配慮、入学した学生に対する初年次教育、基礎学力不足の学生への補習授業などを行っている。

シラバスは全学的に統一したフォーマットで学士課程すべての授業科目において作成し、授業の目標と到達目標、授業外学習の指示、オフィスアワーの時間などを明示し、学生の自学自習の支援を行っている。各学部においても、授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修登録単位数の上限設定、GPA制度の導入など、学生の自主的な学習を促し、十分な学習時間を確保する取組を行っている。

成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準は、学則に基づき学部学科ごとに詳細な基準を設け、学生に配付する履修の手引などに掲載し、その概要を 1 年次必修の「コース初歩学習科目」、オリエンテーション、ガイダンス等で学生に説明し、理解を深めている。成績評価等の正確さを担保するために、成績評価に対する学生からの異議申立ての制度を全学的に整備している。

＜大学院課程＞

大学院設置基準の改正に伴い、研究科の人材養成に関する目的の明確化と公表を行い、この目的を達成すべく教育課程を体系的に編成するとともに、目的とする学問分野や職業分野からの要請にこたえて教育課程の見直しを行った。課程・専攻・専修・コースごとに、教育の目的に沿って当該学問分野や社会の動向も踏まえて授業科目を配置し、その内容は、教育課程編成の趣旨と教員の研究分野に基づく内容により最新の研究成果も反映する専門的、実践的なものとなっている。

各研究科では、教育目的に沿って講義、演習、実験、実習等の授業形態をバランス良く配置し、少人数授業、フィールド型授業、マルチメディアを活用した授業など、教育内容に応じた適切な学習指導法を工夫している。また、各研究科の教育課程の趣旨に沿った研究指導を実施し、適正な研究指導と成績評価を保証するために、複数指導教員によるきめ細かな研究指導を行っている。研究テーマについては、入学時に本人の希望・能力、研究室の設備・研究実績を考慮した上で、学生本人と指導教員が十分相談した上で決定している。

また、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準を研究科規則に規定し、適切な成績評価、単位認定、修了認定を行っている。これらの基準は、学生に配付する「履修の手引（履修案内）」の中に掲載し、入学時に行うガイダンスでその内容を説明し、周知している。正確な成績評価を担保するために、各教員による試験答案等の一定期間の保存や学生への誠実な対応、学生からの成績評価に対する申立ての制度化などを適切に実施している。学位論文の審査では、体制を整備し、適切な審査を行っている。

基準 6 教育の成果

愛媛大学憲章に沿って学生が身に付ける学力、資質・能力や養成する人材像等についての方針を明確にし、印刷物やウェブサイトで公表するとともに、さまざまな機会をとらえて受験生、在学生に説明し、理解を深めている。共通教育（教養教育）に関しては教育・学生支援機構の教育学生支援会議（平成 18 年度までは管理運営委員会）及び共通教育センター会議が、専門教育に関しては各学部教育コーディネーター会議、教務委員会、FD委員会等を中心に教育の成果を検証している。

教育成果の指標として、単位修得率、成績評価の分布状況、国家資格の取得状況、就職率、卒業（修了）時の状況などは良好であり、総合的に判断して教育の成果や効果が上がっている。平成 16～18 年度には看護師国家試験の合格率が 100%となっている。

全学で平成 9 年度から共通教育科目の授業改善アンケートを、平成 15 年度から卒業予定者アンケートを実施するとともに、各学部では専門教育科目の授業改善アンケートや学生からの意見聴取の機会を設けている。これらのアンケートの結果では、学生からは大学で身に付けた専門知識や実力について肯定的な意見が得られ、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力に関して、本学における教育の成果や効果は上がっていると判断する。

基準 7 学生支援等

オリエンテーション、ガイダンスの充実に力を入れ、特に新入生に対しては 4 月の第 1 週を「新入生歓迎週間」と位置付け、教育・学生支援機構と学部が共通教育、専門教育に分けてガイダンスや履修相談を行っている。加えて、ボランティア学生の協力の下、学生の視点から分かりやすい情報提供・指導を行っている。

学習相談、助言については、学生生活担当教員制度の他に、メールでの問合せも含めオフィスアワーを設定して直接担当教員に問合せができる環境を整備している。さらに平成 17 年度よりスタディ・ヘルプ・デスクを設置し、大学院学生が相談員として学習相談を行っている。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、ウェブサイト相談窓口を設置するとともに、平成 16

年度に教育・学生支援機構に学生支援センターを設置し、専任教員によるきめ細かな対応を行っている。留学生、社会人学生、障害のある学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援については、制度や体制の整備に加え、学生ボランティアの活動により個別に適切な対応を行っている。

学生の自主的学習環境については、図書館、総合情報メディアセンターに自習室等を整備し、活用されている。また、各学部においても、既存施設の有効活用について検討し、自習室の確保に努めている。学生の課外活動が円滑に行われるために、必要な施設を整備するとともに、校友会、同窓会、後援会が中心となり活動援助金の支援を行っている。

学生からの多様な相談内容に対応するために、総合健康センター、何でも相談窓口などの各種相談窓口・相談員制度を設け、学生への相談・助言体制を整備している。学生への経済面の援助として、本学独自の授業料免除制度、奨学金制度を創設している。特に平成 17 年度は授業料の引き上げ幅を抑えることによって、新入生・在学生の財政的負担に配慮した。

基準 8 施設・設備

本学施設は、4 地区（城北、重信、樽味、持田）に分かれており、校地面積は 490,172 m²、校舎面積は 275,285 m²である。運動場、体育館、テニスコート等の体育施設については、授業を行う上で十分な施設を整備している。

図書館は、教育・研究支援を目的として、中央図書館、医学部分館、農学部分館を整備しており、図書館ウェブサイトから電子ジャーナルや各種インターネットデータベースの利用、学生希望図書の申込みが可能である。平成 18 年 2 月の図書館システム機器更新において情報端末機器を増設し、情報ネットワークでオンライン利用者用目録検索が可能な端末を中央図書館に 76 台、医学部分館に 7 台、農学部分館に 10 台を設置している。中央図書館の開館日数は年間 330 日を超え、入館者数は年間 60 万人を超える。資料の特性、分野ごとに整理・配置し、図書館ウェブサイトで施設及び資料の配置、利用方法を掲載する等、その利活用を図っている。

ネットワーク運用に関しては、総合情報メディアセンターでエンタープライズ・リソース・プランニング（ERP）的手法を用い、ネットワークのリース契約及び運用管理を外部委託することにより、老朽化せず停止しないネットワークの構築に努めている。平成 17 年度、機器更新により総合情報メディアセンター、図書館及び学部演習室等に性能の良い情報教育用パソコンを 847 台設置した。情報セキュリティに関しては、「国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報セキュリティを確保するための組織体制を構築し、情報資産の保護に努めている。

平成 16 年度、施設マネジメント実施体制を整備して、教育研究環境の改善を計画的に実施するため、「愛媛大学施設・環境整備基本方針（グランドデザイン）」を策定している。施設・設備のバリアフリー化への配慮としては、通路の段差解消はもとより、車椅子対応のスロープ、手すり、エレベータの設置を行っており、トイレの改修も車椅子対応に配慮している。さらに、キャンパス・バリアフリー推進室を設置した。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

大学情報の一元的管理を目指して「経営情報分析室」を設置し、教員個々の教育、研究、社会的貢献、管理・運営等の多面的な活動を共有するために「教員活動実績データベース」を構築した。このデータベースは「教員の総合的業績評価」において、教員の諸活動に関する根拠資料として活用している。また、学内の組織情報は、「愛媛大学統計情報」として集約しウェブサイトに掲載している。

学生による授業評価アンケート、卒業予定者アンケート等を全学的に実施し、授業コンサルティングサービスでは第三者であるコンサルタントが授業終了後に教室に入り、学生から直接意見を聞く取組を行っている。得られた意見から授業の改善、学習環境の整備などを行っている。また、各学部では外部評価、卒業生や就職

先へのアンケート、企業訪問などの方法により教育に関して学外関係者からの具体的な意見聴取を行い、学習内容、学習環境に関する検討を行っている。

全学の自己点検・評価の司令塔的役割を担う自己点検評価室が中心となって、評価結果のフィードバックを行い全学的な改善の取組を実施している。これまで、自己点検・評価活動を通じて、学部・大学院の教育目的の明確化、学生からの学業成績に関する意見申立て制度、学生を含む学内構成員からの意見聴取システムなどの改善を行った。

全専任教員を対象とした「教員の総合的業績評価」を実施し、評価結果を教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせている。自己評価の中から、教員の活動で際立った事例を広く紹介し他の教員の参考にしてもらうため、「教員の実績ハイライト」を作成し、学内ウェブで公開している。

教育・学生支援機構が中心となり、教員、教育支援者（事務職員や技術職員）、TAなどの教育補助者が大学の理念と目標を共有し、一体となって能力開発に取り組むことにより、教育の質の向上を目指す段階別・目的別に内容構成した本学独自の系統性のある能力開発プログラム（「FD／SD／TAD三位一体型能力開発」）を実施している。こうした研修の成果は、学生による授業評価アンケートの授業改善度・満足度の上昇に現れ、教育活動の質の向上に結び付いている。

基準 10 財務

本学は、法人化以前の土地及び建物等を国からそのまま承継したため、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。長期借入金については、債務償還計画に基づき当該年度の償還金を確実に返済している。

本学の経常的収入は、国からの運営費交付金、学生納付金及び附属病院収入が主なものである。学生納付金については収容定員の入学者数を確保して一定の収入を確保し、附属病院においては診療科ごとにマニフェストを作成したり、経営改善コア会議で経営目標を立て改善努力した結果、毎年収入が増加しており、全体的に安定した収入が確保できている。なお、運営費交付金が効率化係数等により年々減少しているが、これを補填し大学全体の収入を継続的に確保する外部資金獲得のために社会連携推進機構を整備し、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得のための職員に対する各種研究助成制度の周知や、積極的申請を奨励する等の外部資金獲得対策を行っている。

大学の活動を行う上に必要な財務上の基礎となる収支に係る計画については、中期計画において予算計画、収支計画及び資金計画を策定し、また、年度計画においても当該年度の予算計画、収支計画及び資金計画をそれぞれ策定し、学内ウェブに掲載し職員へ周知している。

教育研究活動に対する資源（予算）配分に当たっては、毎年度予算編成及び配分方針を策定し、財務・施設計画役員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、適切に資源配分している。この配分は、基盤的教育・研究経費は保証しつつ、大学の重点施策（教育改革促進事業経費、研究開発支援経費及び施設改善費等）にも配慮したものであるとしている。

本学の財務諸表等については、定められた法令に則り適切な形で公表するとともに、財務諸表及び事業報告書は、本学ウェブサイト「法人の情報」として公表している。

財務に対する監査は、法令に基づく会計監査人による監査及び監事監査が実施され、また、学内規則に基づく内部監査等も適正に行われている。

基準 11 管理運営

大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップを支える組織を設置するとともに、全学委員会の整理・統合を行い、必要に応じて理事・副学長主宰の時限付きWGを設置するなど、管理運営組織の責任体制を明確

にして意思決定の迅速化・効率化を図っている。愛媛大学規則集をウェブサイト、主要会議議事要旨を学内ウェブに掲載し、大学構成員に周知している。また、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積し、法人の情報などのウェブサイトで公開している。

学生によるアンケートの実施、相談窓口の設置、学長への意見箱の設置など、学生、教職員のニーズの把握に努めるとともに、民間役員等の登用、アカデミックアドバイザー制度の導入などにより、学外専門家の意見を大学運営に反映させている。

監事は業務監査、会計監査を適切に実施するとともに、オブザーバーとして役員会などの重要会議に出席し、必要な場合には発言を行っている。監事からの指摘を受けて、業務支援室を設置するなど、業務改善に取り組んでいる。

本学独自の系統性のある能力開発プログラム(FD／SD／TAD三位一体型能力開発)を全学的に推進し、平成18年度から職員の意識改革と専門性の向上のために、より実践的な内容の本学独自のSD研修を実施している。

大学の活動の総合的な状況については、自己点検評価室が中心となって、点検・評価を行っている。また、法人評価委員会から、年度ごとの業務実績について評価を受けている。その評価結果については、学内外の意見をを受けて改善を図り、自己点検・評価の積極的な情報の発信に努めている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_ehime_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準 1	1-1	愛媛大学学則
	1-2	愛媛大学大学院学則
	1-3	愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章
	1-4	学部, 研究科の目的
	1-5	国立大学法人愛媛大学の中期目標・中期計画
	1-6	学生・保護者・一般向け広報誌Line の愛媛大学憲章特集号 (Vol. 25)
基準 2	2-1	愛媛大学組織図, 機構図
	2-2	愛媛大学教育・学生支援機構規則
	2-3	愛媛大学共通教育センター規程
	2-4	愛媛大学教育コーディネーター規程
	2-5	愛媛大学教育改革促進事業実施要項, 平成 18 年度採択プログラム・プロジェクト一覧
	2-6	愛媛大学教育・学生支援機構教育学生支援会議規程
	2-7	国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構規則, 国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構管理委員会規程
	2-8	国立大学法人愛媛大学先端研究推進支援機構規則, 国立大学法人愛媛大学先端研究推進支援機構管理委員会規程
	2-9	愛媛大学教育研究評議会規則
	2-10	愛媛大学教授会規程
	2-11	教授会の開催回数と主な審議事項 (平成 18 年度)
	2-12	愛媛大学農学部教務委員会規程
	2-13	各学部の教務委員会等の開催回数と主な審議事項 (平成 18 年度)
	2-14	愛媛大学医学部附属総合医学教育センター規程
基準 3	3-1	愛媛大学教員組織改編等に関する規程
	3-2	教員の総合的業績評価の概要, 愛媛大学教員の総合的業績評価実施要綱
	3-3	国立大学法人愛媛大学教員のサバティカル制度に関する規程
	3-4	国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程
	3-5	教員の年齢構成 (H19. 5. 1 現在)
	3-6	教員数 (性別), 外国人教員数 (H19. 5. 1 現在)
	3-7	国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程
	3-8	愛媛大学農学部教員選考実施細則
	3-9	国立大学法人愛媛大学人事委員会規程
	3-10	教員の実績ハイライト (抜粋)
	3-11	愛媛大学教員活動実績データベース
	3-12	教育研究者要覧
	3-13	シラバス
	3-14	教務関係事務組織図

	3-15	国立大学法人愛媛大学業務組織規程
	3-16	工学部等技術部組織図
基準4	4-1	アドミッション・ポリシー
	4-2	オープンキャンパスの参加者数
	4-3	平成15年度～平成19年度入学定員・入学者・充足率
	4-4	大学入試センター試験及び個別学力検査等の採点・評価基準及び配点（一般選抜学生募集要項から抜粋）
	4-5	スーパーサイエンス特別コースにおけるAO入試の概要
	4-6	入学者選抜個別学力検査等実施大綱
	4-7	愛媛大学入学者選抜個別学力検査等実施に関する委員会要項
	4-8	入学者選抜方法の改革に関する専門委員会の概要
	4-9	愛媛大学アドミッションセンター規程
基準5	5-1	農学部専門教育科目（農学部履修案内から抜粋）
	5-2	工学部応用化学科科目間関連図（ロードマップ）（シラバスから抜粋）
	5-3	医学教育モデル・コア・カリキュラム 教育内容ガイドライン 各講座の講義分担（抜粋）
	5-4	「プロジェクトE」研究成果発表に関するウェブサイト
	5-5	大学間単位互換協定校一覧
	5-6	早期卒業に関する内規（理学部）
	5-7	法文学部履修科目登録の上限に関する内規
	5-8	GPAについて（理学部履修の手引から抜粋）
	5-9	夜間主授業履修状況
	5-10	法文学部における長期にわたる教育課程の履修に関する内規、長期履修制度適用者数
	5-11	PBLーチュートリアルガイド
	5-12	「瀬戸内の山～里～海～人がつながる環境教育」ウェブサイト
	5-13	学びのサポート（共通教育科目履修案内から抜粋）
	5-14	愛媛大学学業成績判定に関する規程
	5-15	学業成績判定に関する取扱要項
	5-16	学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）
	5-17	「1年制大学院が地域の特別支援教育を変える」ウェブサイト
	5-18	理工学研究科電子情報工学専攻科目間関連図（ロードマップ）（シラバスから抜粋）
	5-19	愛媛大学大学院医学系研究科医学専攻の設置計画の概要（抜粋）
	5-20	医学系研究科医学専攻共通科目（シラバスから抜粋）
	5-21	大学院農学研究科「授業内容と研究活動相関表」
	5-22	授業実施報告書（理工学研究科博士前期課程）の例
	5-23	履修方法の特例措置（教育学研究科履修の手引から抜粋）
	5-24	愛媛大学学位規程
	5-25	愛媛大学大学院法文学研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則
	5-26	愛媛大学大学院理工学研究科博士後期課程における学位論文の審査及び最終試験等の実施に関する細則

	5-27	連合農学研究科規則，連合農学研究科学位論文の審査等に関する細則，連合農学研究科学位論文の審査等に関する細則の運用方針
基準6	6-1	共通教育（教養教育），専門教育等において養成しようとする人材像
	6-2	平成17年度卒業予定者アンケート結果報告書（抜粋）
	6-3	成績評価・管理システム専門委員会申合せ（工学部）
	6-4	学生の在学中の状況及び卒業，修了の状況
	6-5	国家資格の取得状況等
	6-6	授業改善のための学生によるアンケート実施報告書（共通教育科目）
	6-7	学生を構成員に加えた教育連絡協議会（医学部）
	6-8	平成18年度卒業者の進路状況
	6-9	地元企業との意見交換会（法文学部）
	6-10	外部評価における学外関係者からの意見（教育学部）
	6-11	卒業生及び就職先へのアンケート（医学部看護学科）
	6-12	卒業生へのアンケート（工学部機械工学科）
	6-13	卒業生へのアンケート（工学部環境建設工学科）
	6-14	就職先企業アンケート（農学部）
基準7	7-1	新入生歓迎週間行事一覧表
	7-2	共通教育科目履修ガイダンス資料
	7-3	はじめの一步（工学部）（抜粋）
	7-4	履修ステーションアンケート集計結果等
	7-5	オフィスアワー
	7-6	学生生活担当教員規程
	7-7	スタディ・ヘルプ・デスクの概要
	7-8	学長と学生の座談会報告書
	7-9	愛媛大学学生代表者会議規程
	7-10	留学生数（H19.5.1現在）
	7-11	留学生向けのウェブサイト「Info-Fo」
	7-12	愛媛大学障害者修学支援委員会規程，議事録
	7-13	障害学生支援ボランティア（HSSV）の概要
	7-14	総合情報メディアセンターの概要
	7-15	サークル団体一覧
	7-16	主な貸出物品
	7-17	学生団体評価に関する資料
	7-18	ピア@カフェの概要
	7-19	健康管理と相談窓口（学生生活の手引から抜粋）
	7-20	就職支援バスの運行について
	7-21	学生生活状況調査（平成14年度）（抜粋）
	7-22	保護者との教育懇談会に関する資料（理学部）
	7-23	卒業生へのリーフレット

愛媛大学

	7-24	授業料の改定に関する通知文
	7-25	愛媛大学授業料及び寄宿料免除等取扱規程, 愛媛大学授業料免除等取扱細則, 新しい授業料免除の制度について
	7-26	奨学金制度の利用実績
	7-27	学生寄宿舎の設置状況 (学生生活の手引から抜粋)
基準 8	8-1	校地面積及び校舎面積
	8-2	学生生活関係施設 (学生生活の手引から抜粋)
	8-3	図書館の概要
	8-4	英語教育センターウェブサイト
	8-5	愛媛大学施設・環境整備基本方針 (ランドデザイン) (抜粋)
	8-6	シラバス「情報科学」
	8-7	国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ基本方針
	8-8	図書館ウェブサイト
	8-9	愛媛大学図書館資料収集方針
	8-10	愛媛大学図書館利用規程
基準 9	9-1	J A B E E 認定プログラム
	9-2	卒業予定者アンケートの質問事項
	9-3	学生モニター会議報告書 (理学部)
	9-4	学生の授業アンケートに基づくピアレビュー (工学部)
	9-5	国立大学法人愛媛大学自己点検評価室設置要項, 組織相互関連図, 会議議事録
	9-6	認証評価対応の部局自己点検評価に関する分析・評価
	9-7	学長への意見箱「くるま座 e-ねっと」
	9-8	共通教育科目授業改善のための学生によるアンケートの実施についての申合せ
	9-9	平成 18 年度教員個人評価 (自己評価) 報告
	9-10	F D スキルアップ講座, 教育ワークショップのプログラム
	9-11	F D 担当者必携マニュアル, F D ハンドブック (Vol. 1 ～ 3) の内容
	9-12	F D ウィークス資料 (理学部)
	9-13	平成 18 年度愛媛大学 S D (プレゼンテーション研修, リーダーシップ研修) 研修実施要項
	9-14	T A 研修会のプログラム
基準 10	10-1	貸借対照表 (平成 16, 17 年度財務諸表)
	10-2	「がんばれ! 愛媛大学応援寄附金」
	10-3	予算, 収支計画, 資金計画 (平成 16 ～ 19 年度計画から抜粋)
	10-4	法人の情報
	10-5	損益計算書 (平成 16, 17 年度財務諸表)
	10-6	予算編成及び予算配分方針 (平成 19 年度)
	10-7	独立監査人の監査報告書 (平成 16, 17 年度)
	10-8	国立大学法人愛媛大学監事監査規則, 国立大学法人愛媛大学監事監査実施基準, 平成 18 年度監事監査計画, 平成 18 年度監事監査結果報告書 (業務監査)
	10-9	国立大学法人愛媛大学内部監査規程, 平成 18 年度内部監査計画書, 平成 18 年度内部監査報

	10-10	告書 国立大学法人愛媛大学会計内部検査実施要項
基準 11	11-1	役員等一覧
	11-2	国立大学法人愛媛大学理事に関する規程，愛媛大学副学長に関する規程，愛媛大学学長特別補佐に関する規程
	11-3	国立大学法人愛媛大学経営政策室設置要項，国立大学法人愛媛大学経営情報分析室規程
	11-4	法人化に伴う全学各種委員会等の取扱いについて（H16. 2. 4 評議会資料）
	11-5	愛媛大学教育学部長補佐の設置に関する申合せ
	11-6	国立大学法人愛媛大学アカデミックアドバイザーに関する規程
	11-7	経営協議会委員，経営政策室参与からの意見を大学運営に活用した事項
	11-8	城北キャンパス郵便発送・授受センター（仮称）の設置検討WG検討結果，愛媛大学業務支援室設置要項
	11-9	平成 16～18 年度愛媛大学職員研修実施一覧
	11-10	国立大学法人愛媛大学学長選考規程
	11-11	愛媛大学規則集
	11-12	愛媛大学自己点検評価室のウェブサイト
	11-13	国立大学法人評価委員会からの指摘事項に関して改善した事項